

井上毅の条約改正への功業

木野 主 計

はしがき

条約改正と言えば江戸末期に欧米諸国と幕府が締結した不平等条約を明治政府が執って代わって之を改正したというのが世間一般の見方であろう。取り分け、明治二十七年に第二次伊藤内閣の外務大臣陸奥宗光が日英通商航海条約で治外法権の撤廃に成功し、明治四十四年の第二次桂内閣の小村寿太郎外相が関税自主権を回復したと解釈するのが大方の理解の様である。果たしてこの理會が条約改正への妥当な筋道と認識して良いものであろうか。明治政權が成した条約改正事業の進捗に明治初期から陸奥外相時の二十七年まで政府部内之に一貫してこの完成を目指し、尽力していたのは一体誰だったのであろうか。

明治国家のグラント デザイナー井上毅は明治五年四月に岩倉遣外使節団理事官司法卿江藤新平の随員として法制

調査の為に欧州派遣を命じられ、同年十二月から翌六年七月まで巴里大学にてボアソナードから主に仏蘭西憲法と刑法について講義を受けた。⁽¹⁾

明治四年の秋、渡欧前の井上毅は東京の「大学」で『隨筆』という勉強ノートを認めた。本書の中に西欧の政治・法律・經濟・社会等に関するデイドロ、ダランベール等の所謂百科全書派、エルヴェシウス、ドルバック、レナル等の佛國啓蒙思想家の著書名を記録している。取り分け、モンテスキューの『法の精神』とルソーの『人間不平等起原論』や『社会契約論』等の社会思想の書名を丁寧な自筆の仏蘭西語で井上は書き留めていた。渡佛以前に井上毅は斯かる啓蒙思想の本を日本でも逸早く承知していた一人であった。⁽²⁾

また『隨筆』に井上毅は岩倉使節団旅費や英米仏飛脚船運賃を記録し、政科課目として民法・商法・刑法・国法・

万国公法・会計学・経済学を記し、更に洋銀相場、西洋議事官給料調、英米税法、司法官調、外国官名訳例等も併せて記述していた。この事実は滞佛中の司法制度の講究内容を渡欧決定直後に、既に彼は調査をしていた事を物語るものである。

『隨筆』とは別に井上毅は『行篋秘携』という書冊を明治四年に準備していた。『行篋秘携』とは外国に差遣される行人が秘かに携え、主に書冊を入れる篋と解釈すれば、本書は内容から云って、渡航先で外国人教師の急な質問に答えるために、予め日本に関する百科辞書的要録を井上は準備していたと言える。

本書の内容を記すと、日本の経緯度、島嶼、気候、山河、産物、鉱産、製造、郡邑、戸口、税収、歳計、宮内省歳費、国債、鉱山寮取調、燈台寮取調、鉄道寮取調、電信、海陸軍、金貨、輸出入、洋行生員調、府下学生、刑部刑罪表、官員表、北海道、諸省定額の二十六項目に亘つての記述がある。全く以て井上毅は渡欧の前に短期間で、これだけの日本事情についての博識な情報を用意周到に準備していたのである。

当時、維新政府の懸案であった不平等条約改正のためには、欧米列国並みに近代国家としての法体系の確立こそが喫緊の課題であることをバ里大学法学部で主にボアソナー

ドから井上毅は国際公法として勉強し、且つその上に彼を帯同して帰朝したのである。であるから井上毅は岩倉遣外使節団の随員として欧州に留学しても、ただ経目過耳の人ではなく、我国の条約改正交渉上の限界は我が国の近代法の不備にあること知り、飛耳長目の視点を以って仏蘭西法の参考書を数多く彼の地で収集して日本に将来した。⁽³⁾ 明治六年十二月、司法大判事佐佐木高行は侍従長徳大寺実則を通じて岩倉遣外使節団の司法省が海外より将来した司法関係書籍を明治天皇に披露したのである。⁽⁴⁾

遣外使節団の一員としての井上毅は、帰国当初より之等の書を翻訳整理の上、取り急ぎ苦勞の上刊行して、我が国の要路者達に条約改正のために必要な西欧近代法学に関する学知の啓蒙に努めていたことが窺えるのである。それには先ず近代国家の基本法である憲法の重要な参考文献としてラヘリエールの『欧米各国憲法』の中から李国憲法と白耳義国憲法の翻訳本である『王国建国法』（明治八年二月刊）を出版した。繼いで佛国司法制度の文献としては仏蘭西最高法院である破棄院について詳しく述べた『佛国大審院考』（明治六年二月）を準備した。次は大部な佛国刑事訴訟法の解説書である『治罪法備攷』（明治七年八月刊）を司法省から出版する事を得た。最後は司法に従事する裁判官・検事・弁護士業務に係る『佛国司法三職考』（明治十一年

二月刊)を上梓して、井上毅の所謂司法四部作を大成し、憲法と司法制度の確立に尽力したのである。⁽⁵⁾

さて、兼ねてから井上毅は領事裁判の撤廃や関税自主権の回復等の条約改正のために明治政府が着手しなければならぬ近代国民国家としての基本構想については次の七綱目を想定していた。⁽⁶⁾

- (一) ①天皇家の家憲である皇室典範の制定。
- ②天皇大権の統御と国民と国土からなる国家の主権を定める憲法の制定。
- この二大法典すなわち、皇室典範と憲法からなる明治憲体制の確立を目指した。
- (二) 立憲君主制からなる法治国家の下で、国会を開設すること。
- (三) 国の統治権の機能の一つである司法権の独立を確立すること。
- (四) 国の統治権の機能の一つである非議院内閣制からなる行政権を保持し、一方では国民の行政救済を目的にした行政争訟制度を目論見たこと。
- (五) 軍部の統帥権に対しては立憲的統御構想を考慮していたこと。
- (六) 地方自治は中央集権的府県制と自然村的自治を認めた市町村制を考慮したこと。

(七) 普通教育の徹底と教育の地方制化を図り、更に高等教育と実業教育を重視する。

斯様な近代国民国家構想の集大成を用途として、法制官僚井上毅は活躍したのである。これが井上毅をして明治国家のグラウンド・ゼロと筆者が呼称した所以である。

さて、分けても井上毅が明治政権内の法制官僚として目指したものは、欧米列国に領事裁判の撤廃と関税自主権を回復する外交交渉手続きを国際公法により国家間の合意に基づいてその関係を規定するという条約改正交渉を成功させ、我が国が国際法上の名誉ある地位を獲得するという事にあつたのである。

今回の小論では、斯様な我が国と欧米列国との条約改正事業の展開に視点を据えて、明治国民国家形成上から、特に当該改正事業上で井上毅の果たした役割の一部を解明してみたい。斯かる作業の上で、筆者は井上毅が法制官僚として明治政府の舞台裏で政権を動かしていた事実を、彼の意見と考按だけに絞って、時系列的に実証する事のみに限って論を進めたいと思っている。

一 明治政府の条約改正の由来

徳川幕府が開国時に欧米列国と締結した通商航海条約は我国に領事裁判制を設け、関税に制限が加わる等の不平等

条約であった。平等な条約を締結しようと明治元年以来明治十二年迄、維新政府が欧米列国と取り交わした条約改正事業の概括的経緯を瞥見すると次に記すような段階的経過を辿ってその事業は進められていた。

(一) 条約改正の由来

明治政府は、旧幕府が締結した列国との対外条約を維新後も継承したが、新政府は明治二年に外国官副知事東久世通禧をして各国公使に条約改正の意図を通告したのに始まって、東洋では明治七年八月には台湾事件で清国との交渉のため、参議大久保利通を全権弁理大臣に任じて清国に派遣した。この時随員として井上毅も参加した。明治十二年には琉球処分問題が日清間で惹起した。翌十三年太政官法制部主事井上毅は清国駐劄特命全権公使宍戸璣への訓令・条約案を携え井上毅は北京へ発向した。明治十八年二月には朝鮮京城に勃発した所謂甲申事件解決のため、参議兼宮内卿伊藤博文を特命全権弁理大臣で清国に派遣、参事院議員井上毅も随行してこの問題を処理・解決して天津条約を締結した。

一方、西欧に目を転じると明治二十二年に対等条約を締結する為の締盟列国との改定交渉に始まり、明治二十七年に初めて英国と治外法権を撤廃した平等な通商航海条約を締

結し、関税の自主制定権を認めさせるには明治四十四年に改正を見た事は「はしがき」で述べた通りである。何にしても内地雑居・外国籍判事任用等の諸問題を解決し、平等な条約を欧米列国と締結しようとする事が条約改正の目的であった。これらの問題解決の諸事業を一般的に条約改正と呼称しているのである。

(二) 寺島宗則外務卿（明治六、二年）の改正交渉の経緯

明治六年十月、寺島宗則は参議兼外務卿に任じられ、明治初年の外交を主導、米国と我が国の間で関税自主権交渉が明治十一年七月に成功を見たが、英国は之に応じたが列国が之に反対した為に、この条約は実施に至らなかった。明治六年にはマリア・ルス号事件の処理、明治八年五月には樺太・千島交換条約の締結で日露間の領土画定が成った。猶、明治十二年には日清間において琉球処分問題が惹起したのは前述の通りである。

二 明治初期における日清両国関係の条約交渉の経緯

本項では明治初期における日清両国関係の条約交渉の経緯において特に井上毅が深く関係した問題のみを抽出して

考察を試みたい。明治四年七月、日清両国間で欽差全権大臣伊達宗城と清国側は全権大臣李鴻章と天津で調印した日清修好条規が全く対等な地位に置かれた平等条約であった。条規の内容は、

- ① 政事禁令の尊重
- ② 全権大臣の交換・駐在
- ③ 駐在官員の待遇
- ④ 開交場における商民の往来貿易
- ⑤ 領事裁判の行使⁽⁸⁾

などの条規が盛り込まれた。両国での相互平等を規定した本條規は我が国の政府が外国と取り結んだ初めての通商修交条約であった。

しかし、明治四年十一月に台湾生蕃事件が惹起すると、これが外交的解決交渉の為に七年九月、北京の総理衙門で全権弁理大臣大久保利通と清国側は恭親王との間で談判が開始された。司法省七等出使でこの随員に加わった井上毅の万国公法を駆使した活躍によって無事解決を見た。帰朝後、大久保全権の「使清始末摘要」を起草した井上は、その最後に、

「十月二十五日照会ヲ送り、此ノ案已ニ口舌ノ能ク了スル所ニ非ル時ハ、兩國只タ各々見ル所ヲ行ヒ、以テ自主ノ權ヲ達スル有ル而已ト云フノ意ヲ明言シ、柳原

公使モ亦請觀ノ事許サレス、且ツ中国ヲ輕侮スル等ノ語アリ。義以テ一日モ留マル可ラサル旨ヲ照会セリ。將ニ二十六日八時ヲ以テ公使ト共ニ發程セントス。然ルニ二十五日ノ黄昏英國公使ウエー⁽⁹⁾ト氏邊カニ旅館ニ来リ、曰ク、総理衙門諸大臣金五十万テールノ額ヲ償ヒ、其所欲ノ証書ヲ出ス可クト決セリ。依テ日本大臣ニ内談陳述有リタシトノ依囑アリト、則チ我カ欲スル所ノ三条ヲ記シテ示シタリ。遂ニ議決シ、和成リ。三十一日ニ至リテ条約交換ノ事全ク了レリ。」

と記録してこの談判は好結果に終了した事を報告したのである。この度の外交交渉を上手く導いた原因は、大久保全権弁理大臣が漢語使いの巧みな司法省七等出仕井上毅と岩倉遣外使節団の帰国時に井上が帯同してきた日本政府法律顧問のボワソナードを随員に加えて、台湾出兵問題処理の交渉に際して万国公法（国際法）を駆使して之を成功させた所にあつたのである。二等法制官井上毅は大久保全権弁理大臣に随行して清国出張中、格別励精に付縮緬代金百七十円を下賜された。

明治十三年四月、井上毅は太政官大書記官に任じられ、法制部主事を仰付けられ、琉球案件が起きると、清国駐劄特命全権公使宍戸璣への訓令と増加条約案を携えて北京に発向した。交渉は進捗せず、十月になって総理衙門におい

て清国大臣沈桂芬と公使宍戸璣は臨時代理公使田辺太一と法制部主事井上毅も列席して対話するも琉球問題は解決せず、未解決の儘、日清戦争に清国が敗れて日本の琉球併合が既成事実となったのである。

三 明治期における日朝両国条約締結交渉の経緯

前項と同様に本項では明治初期に井上毅が関係した日朝関係の交渉経緯を略述する。明治政府が樹立された直後の元年、政府は朝鮮に国書を送って我国一新を報じ、両国の外交関係を求めたが、天皇の用語に「皇」「勅」を使用した為に、中国との事大関係を基調としていた朝鮮政府は日本とは対等であると言って、朝鮮政権執政の大院君はこの国書の受理を拒否した。以後八年間、朝鮮はこの案件を放置した儘であった。

之により国内に征韓論が起り、朝鮮との外交交渉が問題となつてゐる時の明治八年九月、朝鮮沿岸測量のための我軍艦雲揚号が朝鮮江華島水域を遊弋中、砲撃事件が惹起し、繼いで征韓論が起ると太政官二等法制官井上毅は参議木戸孝允の求めにより太政大臣三条実美に宛てた次の様な朝鮮派遣使臣建議案を起草していた。即ちこの建議案により木戸参議は、

(前略) 己巳(明治二年)十二月三日ニ至リ、臣(木戸孝

允) 親シク御前ニ於テ、支那朝鮮使節ノ命ヲ奉セリ。其後、朝鮮葛藤未タ解セス。故ヲ以テ歲月ヲ遷延シ、臣西洋各国ヘ使命ヲ辱シ、帰朝スルニ及ンテ、支那既ニ条約ヲ完ス。而シテ朝鮮交未タ合セズ。我使臣猶途ニ滞ル。征韓論起ルニ至ツテ、臣深ク内治ノ未タ洽カラサルヲ憂ヒ、内ヲ先ンシ、外ヲ後ニスル論ヲ主張セリ。(後略)

と内治を先にし、征韓論を執らない旨の論を三条大臣に同年十月提出したのである。

繼いで、明治八年十二月、江華島事件が起こると病氣のため木戸参議に代わつて陸軍中将兼参議黒田清隆を以つて特命全権大臣とし、朝鮮国に派遣して朝鮮政府と新たに結約する交際条規と貿易条規を井上法制官は急遽起草して、之を特命全権大臣黒田清隆に示した。即ち、その案を見る

と、
一、我日本国ト朝鮮国ト永久ノ親睦ヲ盟約シ、彼我対等ノ禮ヲ以テ交接スベシ。

一、両国臣民ハ、両政府ノ定メタル場所ニ於テ、貿易スル事ヲ得ヘシ。

一、朝鮮国政府ハ釜山ニ於テ彼我人民自由ニ商業ヲ営マシムヘシ。且江華府ニ於テ運輸便宜ノ場所ヲ撰ビ、日本臣民居住貿易ノ地ト為スベシ。

一、都府ト釜山、又ハ他ノ日本臣民貿易場トノ間ニ、日本人往来ノ自由ヲ許シ、朝鮮政府相当ノ扶助ヲ加フヘシ。

一、日本軍艦、又ハ商売船ヲ以テ朝鮮海、何レノ所ニテモ航海測量スル事ヲ得ベシ。

一、彼我ノ漂流ヲ扶助護還スルノ方法ヲ定ム。

一、彼我ノ親睦ヲ保存スル為ニ、両国ノ都府ニ使臣ヲ在留セシメ、我使臣ハ禮曹判書ト對等ノ禮ヲ執ルベシ。

一、彼我人民ノ紛争ヲ防ク為ニ、貿易ノ地ニ領事官ヲ置キ、貿易ノ臣民ヲ管理ス。

以上諸款ノ内、時宜ニ応シ其一二必要ナラザル件ヲ省略スル事ヲ得ベシ。⁽¹¹⁾

と二等法制官井上毅は萬宝齋野紙二枚に自筆墨書を以つて認めたのである。

この時、即ち、明治八年末に法制官井上毅は參議兼大蔵卿・内務卿大久保利通と參議兼工部卿伊藤博文に宛て、百度未タ緒ニ就カズ會計方ニ窮ヲ告ク。此ノ時ニ當リ翼ヲ戢メテ自ラ守ル。是レヲ上策トス。抑々天下ノ事何ノ必シモ上策ニ出シ。要スルニ一國人心ノ嚮フ所ト庶堂運用ノ力、何如ト顧ミル而已。若シ人心ノ嚮フ所ニ背イテ而シテ又庶堂運用ノ力、以テ特立シテ物議ニ

勝ツニ足ラザル時ハ即チ上策転シテ下策トナランノミ。⁽¹²⁾
(後略)

と、征韓論の否定から論じて朝鮮應懲の政策に関する意見を提出した。

この際にも井上法制官は雲揚艦砲撃事件解決のために我國が全權使節を朝鮮に派遣して交渉するには朝鮮の保護主と称する清国に、万国公法上使節派遣を告知する必要があるか否かという是非をボアソナードに問うた後にその意見を纏めたのであった。

翌明治九年二月、我が国全權黒田は江華島に於いて朝鮮の閔氏政權執政大院君と日朝修好条規を締結した。その内容は朝鮮を独立国とし、中国の宗主權は認めず、元山・仁川二港を開港し、日本に領事裁判權を与え関税免除と日本貨幣の使用承認という云う不平等条約下での朝鮮開国という先鞭を着けたのであった。

明治十五年八月、朝鮮京城の日本公使館焼討という壬午京城事件のため參事院議官井上毅は朝鮮京城に派遣せられ、朝鮮国公使花房義質と共に両国使と評議して訂約蓋印の上、翌月帰朝した。其処で井上議官は「朝鮮政略」を認め、之を山県參事院議長に提出した。

一 日清米英獨之五國互ニ相会同して朝鮮の事を議し、朝鮮を以一中立国となし、即ち白耳義・瑞西國

の例ニ依り、他を侵さず又他より侵されざるの国となし、五国共ニ之を保護ス。

一 五國中若シ此約を破る者あれば他の国々より罪を問ふべし。

一 若シ五国の外より朝鮮を侵略スルコトある時ハ五国ハ同盟して之を防禦すべし。

一 清国ハ朝鮮ニ対シ上国たり。朝鮮は清ニ対シ貢国たりと雖とも属国の關係あることなし。朝鮮ハ一ノ独立国たる事を防げざるべし。而して清国は他の四国と共に保護国たるを以て、四国の協同を得ずして獨り朝鮮ノ内政ニ干渉することなかるべし。⁽¹³⁾

という意見案をボアソナードが試草した「強償処分公告訳文」を参照の上、井上議官は作成して山県議長に提出したのである。本書を山県に出す前に、井上議官は次の書簡を憲法調査で滞欧中の伊藤参議に送っていた。即ち、

朝鮮事件ニ就而者、委細外務卿（注 井上馨）殿より被申遣候へハ、更ニ不奉齎陳候。サシタル面倒も有之間布候歟ニ奉存候へとも、只夕支那より朝鮮政府を助け、乱民ヲ討平する援兵を出し候事可有之。左候へハ支那との關係を引起しハ不致哉と掛念仕候。小生私ニボアソナード氏へ意見尋合せ候答書訳別紙奉供内覽候。花房（外務省三等出仕）へ之訓条ニ詳悉いたし有之、外

務卿之配意無所遺奉存候。

小生も両三日外務之方加勢いたし候。竹添進一郎朝鮮外務掛被命候。勿略頓首。

八月四日

毅

伊藤公閣下

後藤（注 象二郎）・板垣（注 退助）も多分來十三日之船便より西航之筈、或ハ一ト船延候も難計候。自由党之内部ハ破裂之勢ニ而、河野広中初、屈指之面々近日除名申出候由。畢竟三人而已黨員中ニ勢力あるを嫌忌するに由ると云々。⁽¹⁴⁾

と留守中の国情の委細を井上毅は滯維納の伊藤参議に報告していた。病氣中の右大臣岩倉具視に代わり、参議井上馨や同山県参事院議長等の長州閥が中心となつて朝鮮処理に當っていた。取り敢えず、薩摩系の黒田参議等の征韓論強硬派を押しえて八月三十日に濟物浦条約を朝鮮政府と結んで清国との危機を回避することに成功したのである。⁽¹⁵⁾

斯様な日朝關係に対し清国は宗主国として朝鮮に干渉を強化してきた。明治十七年十二月、朝鮮急進改革派の金玉均・朴泳孝等は日本駐劄弁理公使竹添進一郎の支援の下でクーデタを敢行して改革派大臣を殺害し、王宮を占拠した所謂甲申事件を起した。甲申事件が勃発する以前、参事院議官井上毅は明治十六年五月に参事院議山県有朋に次の様

な日朝間処理の意見を提出していた。

竹添(注) 弁理公使竹添進一郎)ヨリ之來信高誼ヲ以而被賜垂示感激奉存候。先頃來小生竊ニ愚考仕候ニ、日清韓之關係ニ於テ今日ハ實ニ不可失之機会ト奉存候。其故ハ安南之事件ニ付支那政府ハ曾紀澤ニ命シ、佛國政府ヘ談判セシムルニ左之大意ヲ以テシタリ。

安南ヲ以テ清仏両國の共同保護トナス。

又佛國ヨリ派遣シタル使節ノ天津ニ於テ李鴻章ト議決シタル主意モ亦此ノ方向ナリシト見エタリ。然ルニ佛國政府ハ猶ホ此談判ニ満足セスシテ必ス安南國ニ向テ其主宰權ヲ施サンコトヲ務メタリ。派遣ノ使節ハ之ヲ召喚スト云フ。

安南ハ元來支那之屬國ナル事宛モ朝鮮ト同様ナルニ、佛國ハ理不尽ニモ支那之保護ヲ擯斥シテ、安南ヲ侵略セントス。然ルニ支那政府ハ現今之衰弱ニヨリ佛國ト安南ヲ争フノ力ナク此事ニ就キ李鴻章カ虚喝モ其効ヲ見ズ。

今日之勢ニテハ支那政府ハ断シテ西洋各国ニ対シテ其屬國ヲ保護スル之力アルコトナク行ク行クハ安南ハ佛二婦シ、朝鮮ハ魯カ李二婦センコト掌ニ指シテ見ルカ如シ。李鴻章輩稍形勢ニ明ナル之人ハ必洞察シ能フ所ナルベシ。

安南紛争之今日ニ当リ、若シ我國ヨリ支那政府ニ勸説スルニ朝鮮ヲ以テ公法上ノ中立國ニ倣ヒ、日清兩國又ハ其他之條約國ヨリ共同保護スベシトノ意ヲ以テセハ支那政府ハ其安南ニ於テ求メテ得サル所ノモノ図ラスシテ是ヲ朝鮮ニ得ヘキヲ以テ其レヲシテ稍ヤ識見アラシメハ必喜テ是ニ応スベシ。

是ノ如キトキハ昨年來朝鮮之件始メテ其結局ヲ得ルノミナラズ、我國ト支那トノ間積年之怨氣モ亦タ是レヨリ初メテ氷積スルヲ得。東洋之大局ニ於テ永遠之長計是レニ過キタルモノナカルベシ。⁽¹⁶⁾(後略)

というフランス対清同盟を山県參議に進言した。しかし、外務卿井上馨はフランスの誘いを拒否し、むしろ清国側にフランスの情報を提供して、対清協調を図ったが清国との対応策は失敗に帰して甲申事件が起る処となったのである。⁽¹⁷⁾清国は軍隊を派遣して之を鎮圧した。井上議官は明治十八年十二月、特派全權大使井上馨に隨行して、京城に赴き竹添公使と打ち合わせ、

- 一 乱暴人処分ノ事
- 一 死亡人賑恤ノ事
- 一 公使館焼失ノ償ノ事
- 一 善後ノ約束ノ事
- 一 急ニ日本駐在公使派遣ノ事⁽¹⁸⁾

との朝鮮政府との交渉策を纏め、井上全権に提出した。朝鮮側として京城議政府で交渉に当った穩健開化派金弘集はクーデタ鎮圧清国代表袁世凱が強硬路線で日本と臨むように後ろに居て示唆したが、本国の清国政府李鴻章はフランスとの対決を考慮して対日穩健路線をとったので交渉が進展し、明治十八年一月、漢城条約が締結された。その条約の内容は、

- ① 朝鮮の日本側への謝罪、
 - ② 日本側被害者や損失財貨の保障、
 - ③ 焼失した日本公使館の再建の負担、⁽¹⁹⁾
- 等が定められたのである。

漢城条約を締結したものの、日本は清国の朝鮮駐在の現地軍の責任者処罰や日清両軍の朝鮮からの撤退等を審議すために、明治十八年二月特派全権大使伊藤博文の派遣がきまり、之に参事院議官井上毅は外務省御用掛を仰付つて随行を命ぜられ、四月伊藤大使一行は李鴻章・呉大澂及び通弁羅豊祿と井上御用掛も列席して四月十八日談判終了し、天津条約が調印された。朝鮮に変乱事件が生じた際は日清両国は互いに通知した上で出兵するという対清協調路線であった。⁽²⁰⁾

四 明治十二年以降における欧米との条約改正事業の概括と井上毅の建策意見

前節迄は、井上毅が主として東洋に於ける日清関係・日朝関係・琉案始末・台湾問題・安南問題等を岩倉遣外使節団に参加して得た欧州の法制や万国公法などの知見を駆使して外交交渉に及んだという一端を見た。

本節では御雇外国法官のボアソナードやロエスレル・パテルノストロなどの智慧を井上毅が借りて解決の端緒を見出しながら、特に欧米の一国或は締約列国と成した我国の条約改正交渉の経緯を中心に年代紀的に略述する。更には、時に臨んで余り世間には不知の儘、見過ごされてきた之等の案件に対する井上毅の諸意見を述べて、その問題解決に費やした井上毅の尽力の一端を説き明かして見たい。⁽²¹⁾

(一) 井上馨外務卿(明治二二〜二〇年)の条約改正交渉の経緯

維新以来、明治政府の悲願は治外法権の撤廃と関税自主制定権の回復が外交政策の基本であった。明治十二年九月、外務卿寺島宗則から省務を引き継いだ井上馨は同二十年九月迄満六年間一貫して左記の如き条約改正交渉に臨んだのである。そして、明治十九年五月一日よりは条約改正会議

を開催できる運びになった。井上馨は長州の奇兵隊以来の盟友参議伊藤博文と組んで時代はいよいよ欧化主義の所謂鹿鳴館時代に突入したのであった。即ち、其の概要は左記の次第である。

① 明治十一年英国人ハルトレーの阿片密輸事件が横浜英国領事裁判所で無罪となつて、治外法権撤廃運動が高まり、井上外務卿は明治十三年七月、条約改正条約草案を列国公使に示し、列国会議の開催を提案したが英国は日本草案の交渉には拒否を示したが、通商関税・地方行政・警察規則に限つて東京で与議会の開催を承諾した。

② 明治十五年一月、外務省で第一回予議会を開催した。本会議には佛・英・獨・米・白等が参加した。

③ 明治十九年五月、条約改正会議を開催す。会議には内閣制施行後に外務大臣となつた井上馨が出席した。この会議には英・米・獨等十二代表が参加した。井上外務卿は関税引き上げと治外法権の一部回復の議案を提出したが、英国の反対で頓挫してしまつた。六月の第六回会議に英・獨両国の公使が新提案をした。英獨新提案の内容は、

（一）本条約実施後二年以内に内地開放・外国人の裁判管轄。

（二）刑法・民法・商法の公布、英文を外国政府

に通知。

（三）外国人裁判は控訴院判事の過半数を外国人とする。

（四）本条約の有効期限を十七年とする。

この英独案を基礎に明治二十年四月に会議は議了したが、閣内に反対論が続出したので、井上外相は会議の無期延期を通告し、九月に責任を取つて井上馨は伊藤内閣の外相を辞任したのである。

（二）右記（一）の①と②の条約改正交渉に於ける

井上毅の対応策

井上外務卿は明治十五年二月に条約改正条約案を列国公使に提示したが、英国側の拒否に逢つたが、通商関税・地方行政・警察規則の三ヶ条に限つてならば条約改正の予議会を開催しても良いとの事で、明治十五年一月から外務省で開いた。

そこで、参事院議官の井上毅は条約改正御用掛に同年二月十八日に任命されると、

外務卿ノ提出案一見仕候処、実ニ杞憂ノ至ニ堪ヘズ、方寸如割覚申候。此案若已ニ各公使ニ向テ発言ノ後ニ候ハ、皇国大事去矣。若又未タ発言相成ラザル前ニ候

ハ、縦令如何ナル内部ノ分離ヲ生シ候共、挽回相成度奉存候。提出案ノ大意ハ四五年間準備ノ後大ニ内国ヲ開クベク其為ニ、

第一 国人ハ直チニ控訴裁判所ニ向テ始審裁判ヲ求ムルコトヲ得。

第二 外国人関係ノ裁判ハ外国人ヲ雇ヒタル判事ヲ多数タラシメ、之ヲ判決スベシ。此ノ為ニ二十人ノ外国判事ヲ置ク。

第三 地方裁判ノ外国人関係裁判ニ於テハ外国判事ヲシテ派出セシメ、判事中心見合ハザルトキハ外国派出判事ヲシテ採決ノ權ヲ執ラシム。

第四 死刑ヲ以テ各外国ニ付シ、処行セシム。

第五 外国人ノ望ニ任セ、禁錮懲役人ハ領事庁ノ獄舎ニ繋クコトヲ許ス。

以上五件ノ特權ヲ与ヘテ我内地全国ヲ開カントナラハ外国公使ハ望外ノ満足ヲ顯ス事必然ナリ。然ルニ我ニ於テハ将来不可言之大患ヲナシ、從テ此事表發スルノ日ニ至ラハ世論囂々遂ニ是ニ因テ二十三年ノ期限ヲ短縮スルニ至ルベシ。⁽²²⁾(後略)

と云う井上外務卿の条約改正予議会提出案に対する強硬な反対意見を書いて、岩倉右大臣と参議兼陸軍卿山県有朋に同年五月に提示し、この案を以って条約改正するならば、

参議大隈重信が言う様に帝国議會の開設時期を早めなければならなくなると言つて、この案を潰しに掛つた。⁽²³⁾

参事院議官兼井上条約改正御用掛は、更に次の如き書簡を認めて岩倉右大臣にこの案の取り下げ方の尽力を促したのである。

昨夕之台命ニ付、今早参殿可仕之心得ニ御座候処、山県より七時ニ面会之事申来候ニ付、不得已書面を以奉言上候。別書何も差支無之事と奉存候。年期論ハ各国公使意外ニ出候ものニ而、或ハ破談ニ至候も難斗趣、卑生ハ果シテ破談ニ至候ハ、実ニ政家之大慶と確信仕候。右年期論ハ一步も退讓無之様、冀望之至奉存候。頓首再拜。

七月二十一日

毅

右大臣殿⁽²⁴⁾

そして明治十五年の井上外務卿の条約改正問題は岩倉と山県参議の尽力で延期となつたのである。

(三) 右記(一)の③に対する井上毅の対応策

明治二十年の英独提案の条約改正交渉は、この案を基礎に明治二十年四月議了するも、閣内に反対論が続出したので、井上外相は会議の無期延期を通告し、九月に責任を取つて井上外相は辞職した。この際に井上毅は如何なる立

場で二十年の条約改正交渉の場に臨んだのであろうか。

明治十六年十一月に東京麹町区内山下町に外国貴賓の宿泊接待の場として鹿鳴館が開館され、世は所謂欧化時代となり条約改正のために外国人の意を迎える事に汲々としたが、前述の如くその意図する処は中々達成できなかった。

明治二十二年の憲法発布に向けて、宮中では伊藤宮内卿の下で明治典憲体制の準備が始められた。手始めに井上毅は明治十七年八月に宮内省に設置された図書寮の寮頭となり、宮中で詔勅文案の起草に従事した。片や甲申事件処理で特派全権大使井上馨随員として朝鮮京城に赴き、翌年二月には外務省御用掛兼務を仰付かつて特派全権大使伊藤博文に随行して北京で李鴻章と漢城条約を締結したことは前説の通りである。

明治十八年十二月に新たに内閣制度が発足すると参事院は廃止となり井上毅は参事院議官を辞めて、臨時官制審査委員長となって明治政権の官僚制構築に尽力した。目を条約改正事業に転じると、延期となっていた条約改正予議会は明治十九年五月に再開され、六月の第六回会議に英・独両国の公使が新提案をした。八月には司法大臣山田顕義が井上外相に外務省に法律取調委員会の設置を勧め、新条約案で要求した諸法律案の編纂を当該委員会で開始した。先ずボアソナード、カークウッド、ルドルフの三人御雇外国

人の委員は同年十二月までに裁判所構成法案を起草した。

しかし、法律取調委員会の起草諸法案は西欧法に基づいて編纂され、正文が英文とされ、特に外国人を裁判官とする等の案では国家的独立を危うくすると政府内部の井上臨時官制審査委員長、山田法相、谷農商務相等は反対運動を起した。翌二十年四月の条約改正予議会の案では外国人の内地雑居を許し、日本裁判所に外国判事数名を置いて領事裁判権の一部を回復し、関税は輸入品に対し五分乃至二割五分に引き上げ、輸出品に対しては五分税を課すという内容であった。この改正案に対し同年七月、図書頭井上毅は直接外務大臣井上馨に痛烈な反対意見を提出した。

即ち、井上毅は、

(前略) 終ニ臨ミ又閣下ノ為ニ一言セザル事ヲ得サル者アリ。新条約案ハ当局者ノ予期スル所ノ外ニ不幸ニモ偶然ニ内治干渉ノ性質ヲ本体及全部ニ含有スル者ナリ。故ニ全ク之ヲ破毀スルノ勇断ヲ取ルニ非ザルヨリハ増補又ハ説明又ハ一二ノ削除修正ヲ以テ之ヲ補塞シ難ク、縦令之ヲ補塞シテ以テ目前ノ議論ヲ免ル、事ヲ得ヘキモ其国家ノ為ニ将来不測ノ危険ヲ冒侵スルニ対シテハ決シテ安全ノ保障タラザルナリ。
且此条約ニシテ既ニ批准ヲ交換シタルノ後ニ至ラハ縦令之ヲ無効トナシテ以テ旧事ノ情態ニ回復スルノ時機

アランニ各外国ハ左手ニ其既得ノ權利ヲ保守シテ(内地雜居)、右手ニ治外法權ノ必要ヲ主張スヘキハ必然ナリ。此ノ場合ニ迫ラハ幾ト勢力如何ト問フノ不幸アルヘク当局者ノ困難ハ何等ノ極点ニ至ルヘキヤ。

閣下若シ幸ニ此ノ大事ニ向テ國家ノ為ニ將來ノ困難ヲ感覺セラル、ナラハ必高明方寸ノ間ニ在テ瞬時ニ一大局面ヲ變転スルノ神算アルハ小官力之ヲ十六年ノ往事ニ證明シテ疑ハザル所ナリ。故ニ救正ノ方法ハ敢テ此ニ贅言セズ。

「或ハ先憲法ヲ公布シテ憲法中外国人ヲ官用セズトノ明文ヲ掲ケ、以テ未発ノ條約ヲシテ効力ナカラシメ、以テ破約ノ機會ヲ作ルモ亦一ノ得策ナルニ似タリ」

(注「」内の文は井上毅自筆を以て抹消す。(木野)
右重大ノ機密ヲ憚ラズ尊嚴ヲ犯シテ妄ニ意見ヲ陳ルハ極メテ多罪ニ涉ルコトヲ知ル。但タ閣下ノ明察ヲ仰ク外、敢テ他意アラザルナリ。恐惶頓首。

明治二十年七月十二日

井上毅

外務大臣井上馨閣下⁽²⁵⁾

との意見を述べた。この新案は内政干渉の条項が在り、或は、會つて参事院議官時代に井上毅は明治十六年十月、同院議長山県有朋の刑法改正議を代草して「其條約改正ニ就キ、外国トノ關係ノ如キハ詳細ナル説明ヲ作り、外国公使

ノ覽ニ供シ、以テ我カ内治ノ至テ已ムヲ得ザルニ出タル事ヲ知ラシムル等、其方法ナキニシモ非サルヘキナリ」と述べて條約改正の救正の方法が在ることを井上外務卿に進言し、更に亦訂正抹消はしたが憲法に外國判事任用禁止の條項を設ける事も一法であると考慮した事も窺える。何れにしても、井上図書頭は今次の條約改正案は將來發布する憲法に抵觸するので破棄するに如くは無いと外務大臣に提言したのである。

東京日々新聞の同年七月十八日の記事には井上毅辞任の報道があり、それはボアソナードの外交機密洩洩事件の責任を取つての事とあつた。この事に就き井上毅は、

(前略)「風カニ傳聞イタシ候ヘハボアソナード氏外交上ノ機密ヲ洩洩シ且政府ノ一般ノ政因ニ対シ誹謗ヲ恣ニシタルノ過失ヲ以テソレゾレ懲責可被仰付哉ニ承候。然処右ボアソナード氏ノ過失ハ全ク小官ノ關係ニテ小官同人面晤ノ節、最初ニ秘密ノ約束イタシ彼レノ所存相尋候ニヨリ彼レハ小官限親密ナル慨嘆ノ說話ヲ致シ候ノ事情ニ有之、結末ニ小官ヨリ此話ハ伊藤伯ヘハ報告スベシト相断候得共其他ヘ洩洩セシコトハ夢々ボアソナード氏ノ感覺セザル所ニテ、況ヤ此ノ一場ノ說話ヲ筆記シテ奉供内覽候末、内閣諸公ノ見聞スル所トナリタルハ同氏ニ対シ全ク小官ダシヌケノ所行ニ相当リ

候。然処同氏ニ於テ意外ニ此事ニ付、譴責ヲ蒙リ、或ハ面タリ譴責ヲ得ストモ間接ニ政府ノ冷遇スル所トナリ、十五年間忠実ナル勤務モ一朝ノ過失ニ由リ画餅水泡トナリテ快々不平空シク本国ニ帰途ニ就クニ至候ハ、小官ノ身ニ取り実ニ慚愧ノ極ト存候⁽²⁶⁾（後略）。

と二十年七月三十日に伊藤首相に宛てその責任を取つて辞職すると申出たのである。是より二ヶ月前の井上毅の「ボアソナード氏応接書」に拠ると、

（前略）予ノ稿案（注　ボアソナードの条約改正の爲の「裁判管轄条約案」）ハ採用サレシテ、今日ノ結局ニ至リタルハ日本ノ為ニ哀ムベク、痛ムベク、嘆クベキノ極度ナリ。予ハ今日ニ在テモ、仍日本ノ為ニ此ノ如キ不利益ヲ傍觀スルコト能ハズ、日本人ノ中ノ忠実ナル人々ヲ結合シテ、責テハ天皇ノ批准ヲ与ヘラレズシテ、寧ろ旧条約ヲ保存セラル、コトヲ願フノ一路ヲ取ラントス。足下（注　井上毅）ハ高等ノ地位ニ在リ、且平生ノ志操ハ予ノ信用スル所ナリ。本国ノ為ニ古今未嘗有ノ危急ニ際シ、何等ノ尽力ヲモナサ、ル乎（此等ノ言語ヲ吐クトキニハ、ボアソナード氏ノ顔色勃然トシテ憤怒ノ色アリ）且云、予ハ今日ホド深切ノ言語ヲ吐キシコトナシ⁽²⁷⁾（後略）

とボアソナードは心情を吐露して強く条約案撤回を井上毅

に迫つたのである。井上毅とボアソナードの友情は来日から帰国まで終始一貫変わる事はなかったのである。井上毅はボアソナードが明治二十二年四月、仏蘭西に帰国するに際し送つた左記の如き餞別の詞を「梧陰存稿」に収録している。即ち、

余は実にボアソナード君と二十年來の友なり。場合に依りては我が師なり。ざるを病を以て餞の席に臨むこと能はざるは是ぞ遺憾の極みなる今書して君の旅行の安全を祝し併せて左の詞を以て君を餞す。

余は君か曾て我が国を呼ひて第二の本国と云へりしことを記憶す。余輩は將來に遠く君を海のあなたに慕ひ望むと同時に君も亦長く第二の本国を忘れざることを知る。ボアソナード君よ、君の第二の本国か立法上及び諸般の事業に於て如何に發達するかを見て幸に余輩の爲に必要な注意と勧告とを怠ることなかれ⁽²⁸⁾。

と井上毅は彼の心中に抱いた本當の言葉を吐露した餞の詞を送つた。ボアソナードは印鑑に「愛人而勿害人」と云う漢字六文字を二行に刻み、その真中に片仮名で「ボアソナード」と片仮名で書き、之を三行に亘つて彫つた一種×一・五種の長方形の印判を用意していた。彼の自由と民権を愛した自然法思想が良く之に表現された印形である。

一方、井上毅も自分で明治二十四年十二月、第二期帝國議

会で予算審議に行き詰まった松方内閣の衆議院解散の奏議問題の時、「井上（毅）ハ怯弱ナリとの薩長諸公之批評を受」け、「昨年より之内閣中之民権家ナル井上」云々との評価与えられていると元勲山県有朋に送った書簡の中で呟いた言葉こそが或は彼の真の姿を云い現わしていたのかも知れない。

さて、斯様な経緯を経て伊藤首相は井上毅の意見に痛く責任感を感じ、条約案撤回の動きにでたのである。即ち、伊藤は井上外相と協議の結果、「条約改正会議を諸法典編成後まで無期限に延期する事」を閣議決定し、七月二十九日、此れを列国公使に通告し、井上外相は九月十六日には外務大臣を辞任して宮中顧問官となった。

当時、枢密顧問官佐佐木高行は井上毅の条約改正への功績を讃える左記の様な書簡を二十年八月七日付けで井上毅と同じく同郷（熊本）の先輩で宮中顧問官より枢密顧問官に任じられた元田永孚へ送っていたのである。即ち、以下の内容であった。

（前略）此度改正延期之事は最初ボアソナードの意見差出候得共、内閣大臣ニハ左のみ感動無之場合、井上毅君之賛成御尽力ニ依り憂国之向ニ大ニ感動、遂ニ延期之運相成候事、其功勲井上君第一と被存候得共、井上君他ニ漏洩を憚り、吾功を不顕候誠信尤感心仕候。

老台ニハ井上君ト夫是御談話も有之、御賛成相成候事候得ハ、此度井上君之功勲は百年後ニ泯滅不致候段、老台御手許ニ於て御記し置之義希望此事に御座候。是亦孰レ帰宅之上可相伺候得共、先ハ右得貴意度拝答旁如此御座候。頓首。

八月七日

高行

元田老台²⁹

井上外相の条約改正は斯様な経緯で不成功に終わり、彼が外務大臣を辞任すると、内閣総理大臣伊藤博文は一時期外相を兼務したが明治二十一年二月に、皮肉にも明治十四年の政変で下野し、立憲改進黨を組織し、自ら総理となつて民権運動の一翼を担った事のある曾つての政敵大隈重信を外務大臣に任命した。伊藤首相は明治二十一年四月、内閣総理大臣を辞任して枢密院議長に再度任命され、第二期内閣総理大臣には薩摩出身の黒田清隆が就任、外相には大隈重信が留任したのである。

（四）大隈重信外務大臣（明治二〇～二二年）の条約改正交渉の経緯

井上外相の後を引き継いだ大隈外相は次の様な経緯を経て条約改正交渉の再開の訓令を發して、精力的に運動を開始した。その概要は左記の通りである。

① 伊藤博文内閣の井上馨外相は明治二十年九月辞任、後は大隈重信が外務大臣として入閣、次期黒田内閣も留任。大隈外相は条約勵行主義をとり新たにメキシコと日本の法権服従を条件に修好通商条約を二一年一月に締結し、内地解放の特権を付与した。

② 明治二二年二月に米国、同年六月独国と八月露国と新条約締結に成功した。大隈案は外国人被告の裁判には大審院に外国人裁判官任用を約し、重要法典の編纂公布に関し保証を与える事が国内に判明すると激しい反対が起り、遂に伊藤博文枢密院議長も辞表を提出するに及んだ。同年一〇月一八日外務省門前で玄洋社員来島恒喜の爆弾で大隈外相が重症を負い、この結果改正交渉は中止となり、新条約の実施も延期される処となった。

(五) 右記(四)の①②の如き外交交渉に対する
井上毅の対応策

明治政府は井上外相の条約改正交渉破綻後も、明治二十三年十二月に予定されている帝國議會開設前には憲法付属諸法令の整備に法制局長官井上毅を中心に力を尽していた。井上外相辞任後の黒田内閣は外務大臣大隈重信が二十二年

一月に英国・仏国・露国・伊国・奥国等の駐在公使へ条約改正交渉再開の訓令を発し、積極的に立憲議會制の実施前に不平等条約の改正に俾力的であった。

大隈外相の交渉案は(1)大審院に外国判事を置き、外国人が被告訴訟の最終審裁判の担当、(2)政府は民法以下の諸法を編纂し、その英文翻訳を公布することを宣言する、(3)混合裁判所は大審院に限定する等の内容であった。之は条約ではなく、外務大臣の宣言とした事で井上外相案より進んでいた。しかし、同年四月の倫敦タイムスにこの案が掲載され、この翻訳記事が五月三一日以降の新聞『日本』に載ると、国内の条約改正反対運動が再度紛糾するに至った。新聞『日本』は陸羯南が主筆兼社長で明治二十二年二月に創刊された。国民主義を掲げて登場した『日本』は大隈外相の条約改正に反対して一躍有名となった。急激な欧化主義に反対し、立憲主義的側面も保持していた陸は曾って宮中の制度取調局で井上毅の有能な部下を勤めていた事がある。

黒田内閣の法制局長官井上毅は外務省案に対する左記の如き反対の意見を認めた書簡を司法大臣山田顕義に宛て同年七月四日に送付した。

普国憲法第四条ハ我力憲法第十九条ト同シク就官ノ平等ヲ規定シタル者ナリ。而シテ普国臣民ト謂ヘル明文

ナシ。故ニ学士ノ解釈ニハ内外人ヲ分タスト為セリ。

最初ノ原案ニハ「総テ任用ノ資格ヲ有スル普国人」トアリシヲ貴族院ノ修正会ニ於テ普国人ト謂ヘル語ヲ削除シタリ。其ノ理由ハ学識アル外国人ヲ任用スルコト能ハサルノ不便ヲ避ル為ナリ。(リオン子氏国法論)

我カ十九条ハ明カニ日本臣民ノ語ヲ掲ケタルトキハ其ノ主義ハ明瞭ニシテ掩フヘカラス。而シテ又任用資格ノ平均ヲ望ミ、或ル種族ノ為ニ特典ヲ存スルコトヲ許サ、ルノ精神ナルトキハ外国人ヲ任用シテ裁判官ト為スカ為ニ五十八条ノ法律上ノ資格ニ特例ヲ許シ、内国人ニ対シテ平均ノ主義ヲ敗ラシムルコトハ之ヲ何レノ点ヨリ論究スルモ到底憲法ノ許サ、ル所ナルヘシ。此ノ一点ハ之ヲ憲法発布ノ後ニ施行スルカ故ニ、其ノ国体ヲ傷ツクルコトハ却テ一昨年ノ憲法未タ発布セサルノ前ニ於ケルヨリ著カルヘシ。然ルヲ前者ノ非ニシテ後者ノ是ナルコト如何。

故ニ帰化案ニ於テハ外国政府ノ感触如何ニ拘ラス十分有効ナル法文ヲ用キテ一点ノ曖昧ナカラシメ以テ憲法ノ主義ヲ保護スヘキナリ。然ラサレハ赫々タル憲法ノ光輝モ一時ニ墜チテ破壊説ノ論柄ヲ為スニ至ラン。右者猶御再思ヲ奉仰度燈下奉啓上候。頓首。

七月四日夜

毅

司法大臣閣下⁽³⁰⁾

明治十八年の内閣制度の樹立と同時に従前の参事院を廃止し法制局は設置された。抑々伊藤参議の下で内閣制度の構築に尽力したのは図書頭井上毅であった。法制局は内閣総理大臣の管轄の下に行政部・法制部は法律・命令の起草と審査、司法部は諸裁判所の官制を司る処とした。その長官である井上毅は明治憲法を主として起草し、外国人を以て大審院判事に任用するなど大隈案の憲法違反の条約改正案を認諾する筈がない。

明治二十二年九月、井上毅は『内外臣民公私権考』を公刊して、憲法は主権者と臣民との関係秩序を規定し及び臣民の権利義務を明示する典章であると謂った。

第一に一国臣民の権利には一は公権であり、一は私権の二種がある云う。公権とは社会の一員として公共の事務に参与する公益上の権利である。私権とは人民各箇の生活に随伴する私益上の権利である。公権は憲法又は国法で認定し、私権は民法を以て規定する。第二に私権は人民の福利に関するものであるから明文を以て禁止しない限り外国人にも之を享有することを許す事を妨げない。公権は一国公民の専有の特権(公務員任用権・公職選挙権)に属する者であるから外国人の預かる所ではない。

第三に私権は人々が総てに享有できるが、公権は公民の

資格ある者即ち成年の男子で法に抵触しない限り享有でき
る。

この三つが公私権の区別であるとその著書で言っている。
井上毅が本書で言わんとしたことは畢竟護憲論を展開し、
言説は憲法行義に尽きるのである。改進黨系新聞の論調は
保守的な國權擴張主義だと断じた。しかし、非条約断行論
者には適切果断な武器となり、國權派には大いに歓迎され
る所となったのである。

明治二十二年秋、井上長官は「条約改正始末概略」とい
う書冊を書いていた。長文に亘るが当時の政権内部の一事
情が良く窺える史料なので全文次に引用することにしよう。
案外将来に外交史の一場面として残して置こうと井上毅は
考えて記したのかも知れない。

条約改正始末概略

昨冬外務官宅（東京雄橋大隈邸）ニテ会議アリ。其末総
理（黒田首相）ト議長（伊藤枢府議長）外務大臣（大隈重
信）三人ニテ上奏アリ。其時佛國ダケカ面倒ナルヘシ
トノ見込外務ヨリ申上ナリタルニ主上（明治天皇）ハ
「二国ニテモ六ヶシキトナラハ其時ノ処分猶精々評議
スベシ」トノ旨ヲ被仰出タリ。（総理ノ話ニテ承ル）此
ノ時調印ノ前ニハ今一応評議ヲ尽スベシト伊藤議長被
申上（伊ノ話）其後會議ナシ。

本年二月二十日日附ニテ米國ト条約調印済、付属ノ公
文モ同日ノ日附ナリ。

各國ヘ条約及公文案ノ廻シアルハ昨冬ノ事ナルヘキカ
其後引続キ普露ノ二国調印済ミタリ。

普トノ条約ノ、米トノ条約ニ異ナル重大ノ点ハ、

- 一 米ノ船ハ横濱神戸長崎ノ諸港ノ間ニ荷物ヲ運搬
スルコトヲ得、沿海貿易ノ一部局ナリ。普ニハ
兵庫箱館ヲ加ヘタリ。

- 一 最惠国條款ニ付、米ニハ「別国ニ与ヘタル讓子
無報酬ナルトキハ無報酬ナルヘク、若条件ヲ付
シタルトキハ同一又ハ同様ノ条件ヲ付スヘシ」
トアルヲ即チ我カ提出ノ原案ナリ。普ニハ「別
國ノ臣民ニ許与スル所ノ一切ノ特權殊遇若ハ免
除ハ他ノ一方ノ臣民ニモ即時ニ且条件ヲ付セズ
シテ之ヲ許与スヘシ」トシタリ。

右三国条約実行ノ期限ハ來年二月十一日ニシテ滿十二
年間効力ヲ有スル者トス。

七月ニ至リ公文ニ載スル所ノ外国裁判官任用ノ事ハ憲
法ノ主義ニ抵触スルニ依リ帰化法ヲ制シ、帰化シタル
外国人ヲ任用スヘシトノ説ヲ山田（司法）大臣ヨリ提
出シ、十九日ニ始メテ閣議ニ上レリ。同日井上毅列席
ヲ命セラレ同人ヨリ、

帰化法発布ノミニテハ公文ノ載スル所ヲ打消スノ力ナク、故ニ第二ノ公文ヲ發シテ各国ニ「帰化法ノ範圍内ニ於テ外国出身ノ判事ヲ帰化セシメテ任用スヘシ」トノ旨ヲ明言スヘシ。然ラザレハ批准ノ後ニ至リ彼此異議ヲ生スヘク公文ノ主意ハ到底外國法律家ヲ其儘日本裁判官ニ任用スルノ意味ナレハ我カ帰化法ノ説ハ敗局トナリテ其結果ハ遂ニ憲法矛盾ノ實施ヲ免レザルヘシ。

トノ議ヲ提出ス。此日ノ閣議ハ公文ノ取消ヲ外務大臣ヨリ各公使ヘ協議スヘシトノ意味ニテ取極リタルコトナシニ散会ナリタリ。(此日伊藤モ列席 後藤欠席)

二十六日、井上伯(農商相)邸ニテ大隈伊藤井上三伯會談、談判上ニテ公文取消、實施期限延期ノ取計アリタシトノ伊井兩伯ノ注文ニテ大隈伯ハ承諾ナリト聞ク。八月二日 主上ヨリ大隈伯ヘ御沙汰アリテ伊藤ト篤ト話合フヘシトノ末、再タヒ閣議アリ、憲法ニハ矛盾セザル様ニシテ談判ヲ遂クヘク、公文取消ノ事、各国トモ容易ナルヘク佛ヘハ取替ヘテ廻スヘク、米ハ向方ヨリ批准ノ前ニ土地所有權ノ条ニ付、注文ノ事アル内情ナレハ、其ノ時機ニ此方ヨリ持出スヘシ位ノ事ニテ外務ノ受負トナリテ散会ナリト聞ク。此日後藤伯列席、伊藤井上兩伯モ同 其後、此事ニ付閣議ナシ。

九月二十四日朝 徳大寺侍從長ヲ以テ總理ヘ公文取消ノ事ニ付キ篤ト閣議ヲ尽スヘキ旨被仰出、總理ハ敬承ノ旨ヲ答ヘタリ。此事猶秘

主上ハ深ク御慮被遊。七月二十四日態ト議長ヲ召サレテ御下問アリ。(憲法關係ノ問題ナルカ如シ)翌日外務大臣ヲ召サレ御沙汰アリ。

九月十九日 元田(永孚枢密)顧問官以テ小田原ヘ被遣伊藤伯ヘ御下問アリ。(公文取消ノ事ナルカ如シ)此事秘

外務大臣ヨリハ度々謁見上奏アリテ既ニ去ル十九日ニモ謁見アリタリ。秘

後藤伯ハ二十一日朝謁見、(閣議ヲ開クヘキ事ヲ上奏シタルカ如シ)

各国、普ハ新條約ニ肩ヲ持チ、帰化法モ同意。早ク批准ヲ済スコトヲ公使(ホンヘレンベン)ヨリ青木(周藏外務)次官マテ内談シタル位ナリ。露ハ公文不要ナリトノ旨ヲ彼(シェーウツチ)ヨリ申送りタリ。佛ハ公使ニ全權ナシトテ談判ヲ延引シ、英ノ様子ヲ伺ヒ駈引スルモノノ如シ。英ハ初メ二十三條ノ注文アリ。今ハ讓歩シシテ左ノ四件ヲ固執スル者ト見ユ。

一 公文ヲ本條約ニ組入ル、事

一 帰化人ニ非スシテ生シキ外国人ヲ任用スル事。

或ハ裁判補助又ハ陪審トスル等ノ説アリ。

- 一 大審院ノ法律上ノ破毀ノ為ニ上告スル者ノ裁判
- 二 止マラス事実上ノ控訴ヲ裁判スルニ外国判事ノ多数ヲ以テ組織シタル裁判ヲ用キル事。

一 警察規則ヲ前以テ通知スル事。

然ルニ伊太利ヨリ右ノ難題ヲ強ク主張セシメ、英公使(トレンチ)ハ我カ腹ヲ深ル者ノ如シ。現在英公使トハ直接ノ談判ナク或ハ彼ノ本国ノ一報ヲ待チ居ルト云ヒ、又ハ外務雇米人「デニソン」ト英書記官トノ間ノ協議ヲ為サシメ居ルト云、其事ノ事実分明ナラズ。

兎ニ角ニ外務ハ一日一日ヲ延シ局勢ノ外ヨリ迫ルヲ待ツ者ノ如シ。

総理ハ近来ハ外務ト一致ニテ英伊ノ承知セザルトキハ断然旧条約ヲ棄却スヘシトノ定説ナルカ如シ。

公文取消ト実施期限延期トノ事ハ外務ニテ承諾ノ末、遂ニ一度モ各国ニ談判セズ纔ニ青木以テ獨公使ヘ内話シタル位ナリ。獨公使ノ答ニ帰化人ニシテ任用スルノ事ハ獨国ハ承知スヘシ。延期ノ事ハ今更六ヶシ。但シ其際ニ至リ「ビスマルク」侯ヘ泣付クノ外ナシ云々。其他ノ国ヘハ一向ニ沙汰ナシニテ推移リナリ。

「近来ハ帰化法ニ依ルノ説ノ実地ニ行ハレ難キニ依リ一転シテ外国人任用ハ憲法一九条ニ矛盾セズ、憲法ノ

解釈ハ伊藤伯ノ私見ナリトノ説、専改進党ノ一般二行ハル」⁽³¹⁾

と井上毅が記した「条約改正始末概略」には新条約案が如何に新憲法に矛盾するかと云う事が非常に良く理會できる史料なので、長文に亘って引用したのである。

更に重要な事実は明治天皇が新条約案に対して、直接大隈外相に公文取消に就いては充分配慮して交渉を進めよと云う沙汰を下し、条約改正會議を無期延期にするのが如何に難しいことかという事に対して心底御憂慮されている御様子が窺がえる大変良い史料であると謂わなければならぬ。

政府の外国判事任用の条約改正案が世上に漏洩されて一氣に反対運動が盛んになり、政権内部からも反対が湧き上がり、井上農商務相の辞職、後藤通相の反対、井上法制局長官と枢密院書記官長伊藤巳代治の反対、止めは伊藤枢府議長の辞意の表明となり、偶々山県内相が欧米の地方自治調査の仕事を終えて十月に帰朝するに及ぶと十八日の閣議で山県は条約改正の中止を主張した。

この閣議を終わって外務省の正門より馬車で通ろうとした大隈外相は、対外強硬策を主張する国権主義団体に所属する玄洋社の社員来島恒喜の投擲した爆裂弾により右足に重傷を負った。事ここに至って、十二月十日黒田首相は条

約改正の中止を決定し、各公使に延期を通告した。黒田首相は総辞職を十月二十五日に決し、同日内大臣三条実美が首相を兼任した。

条約改正中止処置について閣議は一定せず、十二月十日以後の井上長官の対応策について『明治天皇紀』は「条約改正問題処理方針の決定」と題して次の様に記述している。即ち、如何に井上長官が政権の中枢に働き掛けていたかが分かる。

閣議に於て条約改正問題処理に関する方針を定む。是れより先、国論日に紛糾し、外務大臣伯爵大隈重信傷つけられて事を見る能はず。然るに条約改正の事たる、我より之れを締盟列国に求め、商議既に成りて調印せるものあり。或は將に成らんとして商議中に属するものあり、故なくして之を中止するは国際の信義を重んずる所以にあらず。是に於て条約改正の事を処理し、外国際の信義を破らず、内人心を緩んずるは現下の急務にして、且至難とする所なり。而して衆論定まらず、或は延期を論じ、或は中止を説き、或は批准拒絶を主張し、閣議亦容易に決するなし。十月二十四日法制局長官井上毅、書を大蔵大臣伯爵松方正義に致し、条約改正中止論者は曩に民論を激して重信をして不幸なる禍害を蒙らしむるに至れり。而も今日に於て何等実地

に就きて為す所なきは、重信に対して豈恥づるなからんやと。尋いで十一月五日又書を内閣総理大臣公爵三条実美に致し、外務大臣を専任するの急を説き、且曰く、曠日弥久決するなくてして、彼より聯合して逆に迫らるゝが如き事あらば、或は虞る、進退惟れ谷まり、内外敵を受け、遂に総敗軍となるの測り難きをと。仍りて実美、山口県に帰臥せる農商務大臣伯爵井上馨をして事に当らしめんとし、其の帰京を求め、又書を伯爵伊藤博文に致し、閣議一定せざれば、百事紊乱するの虞ありとし、廟議を定むるに尽力せんことを請ふあり。尋いで同月中旬警帰京し、内務大臣伯爵山県有朋と協議大に力む。然れども事内閣の改造と相関聯し、容易に進捗を見ず、天皇深憂あらせられ、屢々大臣を召して之を諮りたまふ。既にして是の月六七日の頃に至りて閣議漸く前み、是の日遂に条約改正問題処理に関する方針を議定し、事に当る大臣をして其の規定の範圍内に於て裁酌し、實際に便宜運用する道を講ぜしむ。⁽³²⁾

十二月十三日、山県内相は大隈外相の病状について閣議で詳説し、条約改正の延期通告を説いた。大隈外相はこの日骸骨を聖上に乞うた。十二月二十四日その辞意を聴し本官を免じ、枢密顧問官に任じたのである。

(六) 青木周蔵外務大臣(明治二十二年二月〜二十四年五月)の条約改正交渉の経緯

① 第一次山県内閣の外務大臣としては前黒田内閣の下で大隈重信外相の次官を勤め、更に独逸での長い外交官生活を経験した青木周蔵が明治二十二年十二月に就任した。就任早々年来の關係を生かして英国との条約改正交渉に臨んだ。その修正案は外国人の大審院判事任用を取消し、法典編纂の公布に関する条項を撤回した。明治二十三年には西洋法を継受した裁判所構成法・刑事訴訟法・民法・民事訴訟法・商法等を公布して条約改正交渉に向かった。交渉が上手く進んでいた時の、明治二十四年五月、事もあろうに滋賀県大津で同県守山警察署警官津田三蔵が露国皇太子に傷害を負わせると云う所謂大津事件が発生し、其の為に青木外相は引責辞職する事になった。

(七) 右記(六)の①に対する井上毅の対応策

黒田内閣が大隈外相の条約改正交渉から来島恒喜の爆弾事件でその進退が問題となり、次の外相に青木次官の就任問題が取り沙汰されている時に、井上法制局長は山田法相に対し青木の風評を書簡(二十二年十二月二十一日附)に纏

めて左記の如く通報していた。

(前略) 青木子(爵)外務大臣に任せらるとの風聞ニ有之候。右は果して実説に有之候哉、定而事情不得已事ニ奉存候。然るに同氏之平生持論なる、

一、鞏固ナル内閣ヲ作ル為ニ攘夷家ヲ辞職セシムヘシ。自治新誌ニ見ユ。

一、近來之説ニテハ改正条約調印済ノ国ニ向テハ單純ニ実施期限ヲ延期スヘシ。

右單純延期之説廟議となり、実行さる、事ニも相成候ハ、国家前途之困難ハ不旋踵テ減裂潰敗ニ至り、不可收拾ハ眼前と奉存候。閣下ニハ素より之御定説屢々相伺候事も有之候へハ、御苦神奉察候(後略)

井上長官は青木外務次官との従来よりの關係から知り得た情報を基に、改正条約調印済の外国に対して單純に条約実施期限を延期すると言う条件では日本国の前途は不平等条約も改正されず減裂潰敗に立ち至ってしまうと懸念を表明し、山田法相にその善処方を依頼していた。萩の松下村塾で最も若かった塾生の山田顕義は藩時代に木戸孝允と青木周蔵が刎頸の友で深い關係であることを良く承知していたから、青木の処遇には自信があったと思われる。

従つて、第二次山県内閣に青木が外相として入閣することとは了承していたと思われるのである。聖上は先の大隈外

相による条約改正交渉の失敗を痛く軫念され、山県首相と青木外相に枢密顧問官を会して条約改正の可否を諮詢された。旨を奉じた元田枢密顧問官は二三の枢密顧問官と協議したがその実行は不成功に終わった。伊藤宮中顧問官は条約改正の議を枢密院で諮詢するのは良いとの意向なので、首相と外相は正式な会議に抛らないで枢密顧問官の内議のみで会議を重ねて二十三年二月に之を決めた。

井上毅長官は明治二十三年十一月を期して帝國議會を開設する為に、臨時帝國議會事務局総裁を兼任し、議會開催準備の諸法令編成に忙しく条約改正意見には見るべきものはなかった。青木外相も「殆ント対等条約に近キ立案ヲ提出シテ、英政府ヲシテ一二条項ヲ除ク外ハ、其重要ノ部分ヲ承諾セシムルニ至」つたと言つて、英公使よりは明治二十四年三月に日本政府への之が回信が来た以後は条約談判は中止の如きであった。

其処に天津事件が突発した。条約改正には関係ないが此れも重大な日露との外交であるので、枢密顧問官井上毅が果した当該事件に係る意見を述べて見る。

事件發生に明治政府は顛倒狼狽して事体收拾の策について成す術を知らなかつたのである。井上毅は事件發生の三日前に法制局長官を辞めていたが、未だ次の長官の発令が無いので役職上法制局書記官試補町田重備を通訳官として

司法省御雇法律顧問パテルノストロから事件の次の如き善後策の意見を徴した。

- ① 天皇陛下を遭難現場へ急遽医師を帯同の上派遣すること。
- ② 陛下より露国皇帝に対し御慰問の電報を發すること。
- ③ 慰問書を携えた特別使節を露国へ急遽派遣すること。
- ④ 電報で我国在外公使に事実を通知すべきこと。
- ⑤ 新聞・学会等の団体は犯人に怒り表明し、個人は国賓の全癒を希望させる事。
- ⑥ 日本人と露国無政府党との関係を追及すること。
- ⑦ 官報に日本人の犯人に対する憤怒の情の表明の記載・皇太子快癒の電報を政府に多数送致せしむること。
- ⑧ 在京両議員は犯人処罰と日露親密の好誼及び皇太子平癒の議決をすること。⁽³⁴⁾

井上毅が得たこのパテルノストロの対策の総てを政府は急遽実施して、露政府の回答を待った。五月十四日屈指待ち受けた露国両陛下よりの次の如き我が国のコンドレアンスに対する答電が入信した。

陛下ノ陳述セラレタル至情ト余（露国皇帝）ノ太子ニ

与ヘラレタル懇切ナル好意ハ、朕ノ深く感謝スル所ナリ。大津ニ於ケル不慮ノ遭難ハ、実ニ悲ムヘキ事ナレトモ、之レカ為メ、太子ガ兼テ陛下ニ訪問セント自信セシ歎望ヲ失ハシメザランコトヲ希望ニ堪ヘス。

政府は直ちに之を宮内次官花房義質より京都御所の聖上に伝えた。之に依つて我が政府は一先ず両国間の外交的危機を回避することに成功した。後は国内問題として犯人処罰という重大案件が残されていた。

当時、外交問題上発生した刑事犯の訴訟について、最高水準の法的知識を保持していた見られる官僚の枢密院書記官であった穂積八束・同有賀長雄等の意見を徴してみると、彼等は「先ツ外交上ノ関係ヲ纏メンニハ、是非トモ犯者ヲ死刑ニ処セサレハ、彼レ承諾セサルヘシ」と言つて、犯人処罰の結論として、

第一案 国籍剝奪ノ上追放、

第二案 国境外へ逃ケ出デシムル事、

第三案 御手打、⁽³⁶⁾

と、この様な国際法上の問題から逃げる詭弁論を展開するだけの知識しか持っていなかったのである。

之に引き替えて、さすが井上顧問官は京都に急遽赴いた宮中顧問官伊藤博文宛に事件発生の日後に次の如き書簡を送つた。

非常之事件起候而御配慮奉察候。扱犯人処分之事、疑問と被成候。此事若一時之事情之為、錯誤を生候様之事有之候ては、宇内有識者之笑を招キ、後世歴史上之汚点を遺し、遺憾之事奉存候間、申スモ愚カの事ニ候へとも、殊々御注意奉冀候。

一、皇太子ハ、君主ニ非スシテ皇族ニ過キズ、「君主ヲ犯スモノハ其国ヲ犯スモノナリ」との公法上の論理ハ、皇族ニ適用スヘカラス。

二、日本刑法百十六条ハ外国ノ君主及皇族ニ援引スヘカラズ。獨国・伊国ノ刑法ニハ外国君主ヲ犯スノ条アリ。(但シ本國ノ君主ヲ犯スヨリモ輕シ、又皇族ヲ犯スノ条ナシ)

三、故ニ謀殺犯ノ未遂トシテ処分スルノ外ナシ。

若此度ノ事ノ為ニ、刑法ヲ枉クル事アラハ、将来永久ニ刑法ヲ以テ外国人ヲ統御スルノ国權ヲ失フヘシ。右御参考之為、パテルノストロ氏意見奉供清覽候。頓首。

五月十三日

田中不二磨

井上毅

伊藤伯閣下⁽³⁷⁾

と、「至急親展」と井上が認めた封筒に入れて送つた。もう既に日露両国間での外交的処理は上手く運んでいることを承知していた伊藤伯は、井上毅が云う斯くの如き謀殺未

遂罪で犯人を処罰しても何等問題は起らない思料し、将来を見通す事に長けた伊藤博文は大審院長児島惟謙に訴訟指揮を任せても何等問題は無いと思つたのであろう。更に、井上毅は追い打ちを掛ける様に五月十七日伊藤伯に行政当局の責任問題について、「当局者之責任ニ対シ、局外より種々之論説をなし候ハ、越分之恐有之候へとも、今度之件ニ付、行政処分ハ稍緩慢ニ渉る之疑無キ事能はず、衆人之耳目ハ専ら犯人之処罰ニ而已注時して、却而行政上至急之処分アルヘキ懲戒を忘るゝもの、如きハ如何。犯人之所分ハ自ら法律之在る有り。法律ノ枉クヘからざるハ宇内之公論なるへし。但タ今度之事件ニ付、スラーウ人種之感情ハ、専ラ日本警察之懈怠不注意ヲ咎ムルなるべし。責ハ一狂人ニあらずして、内部行政之当局者ハ、己レ之手足たる警察之不注意、殊ニ其犯罪ニ対してハ決して責任を逃るゝ事ハ能はざるへし。此点ニ付而者、我政府ハ敏速嚴重之処分ありて以て中外ニ謝スヘキハ、是を犯人処分ニ比して一層必要之事歟ニ奉存候⁽³⁸⁾」と厳しく責任者の処分を要求した。

因つて、青木外相・西郷従道内相は図らずも責任を取らされて退任することになつてしまつた。滋賀県知事沖守固は事も有るうに懲戒処分を受けて免職となつたのである。大津事件によつて児島惟謙は司法権の独立を護つたと言われているが、眞実は最初から大審院が犯人を謀殺未遂

罪で判決を下しても、政治的にも、将又外交的にも何等問題ないと言つてのけた井上毅にあつたと言ふべきであらう。

(八) 榎本武揚外務大臣(明治二四年五月〜二五年八月)

月)の条約改正交渉の経緯と井上毅の対応策

第一次松方内閣の青木外相が大津事件で辞任の後は榎本武揚が外相に就任した。

明治二十五年四月五日、宮中において、伊藤枢府議長・榎本外相・後藤通相・副島内相・黒田、寺島、井上毅等の枢府顧問に親しく聖上は条約改正案調査委員を仰せ付けられた。松方首相は閣議を開き、左記の条約改正基本方針を定めた。

- 一、条約改正は全権を各国に派出し、其の国政府に就き商議決定せしむべし。
- 一、改正立案は我が政府に於てすべし。
- 一、条約草案調査委員を選定し、外務省に於て會議を開く。

一、委員会の事務は凡て外務大臣が之れを担当する。⁽³⁹⁾

この方針に従つて、他の國務大臣にも調査委員会に参列すべき旨の御沙汰があつた。翌日に早速第一回の条約改正案調査委員会が開かれ、出席は伊藤・榎本・後藤・副島・井上委員と松方首相・大木文相・河野農商務相も出席して

議事手続き及び文書の保管に付決定した。条約改正案調査委員長には榎本外相が、新設政務局長栗野慎一郎と外務秘書官中田敬義が書記に任命されて委員会が発足した。

かくして、明治天皇は四月十二日左記の如き勅語を下した。即ち、

朕即位以来内治百般ノ事、粗々緒ニ就クモ外政未タ萃ラサル者アリ。惟フニ条約改正ハ中興ノ鴻業ニ随伴シ、国權ノ大本ニ關係ス。朕ハ我臣民ト俱ニ条約改正ノ成局ヲ望ムニ切ナリ。今特ニ卿等ヲ選任シテ委スルニ改正案ノ調査ヲ以テス。卿等誠実公正ヲ旨トシ、戮力協議シ以テ朕カ採択ニ供セヨ。

との勅語に答えて井上委員は同年四月二十一日に榎本外相に条約改正案調査委員会本中の正文に外国人の不動産所有について疑義が在ると言つて改正意見（第一書）を提出した。

井上委員は翌日の二十二日に「条約廃棄ニ対スル意見」（第二書）と題して左記の文書を外相兼委員長榎本武揚に提出した。即ち、

「秘」（朱）

条約廃棄ニ対スル意見

現在条約廃棄ノ一説ハ内閣ノ執ラサル所タルニ拘ラス民間ニ於テ頗ル勢力ヲ有スルカ如シ。故ニ小官ハ別紙

一小文ヲ草シテ閣下ノ高覽ニ供シ、且閣下高慮ノ取捨ニ任セ、委員諸君ノ傳覽ヲ得ルノ幸ヲ冀望ス。

終ニ更ニ一言ス。小官ハ固ヨリ改正ノ事業ニ於テ既ニ現条約ノ正文ニ示シタル委員協議ノ要件ヲ履行シタルノ後ハ、正理公法ニ依リ条約廃棄ノ手段ヲ取ルノ必要ヲ断行スルノ決心ナカルヘカラサルコトヲ認メサルニ非ス。但シ条約上正文ノ義務ヲ履行セスシテ、此非常手段ヲ執ルノ説ハ獨リ得策タラサルノミナラス、又法理ニ於テ正當ナラサルコトヲ論スル者ナリ。頓首。

二十五年四月二十二日

井上 毅

委員長外務大臣（榎本武揚）殿

と云うこの送り状を書いて、我が国の条約破棄説が国際公法上正当性を有しないと云う趣旨の井上意見を附した文書を榎本外相に差し出したのである。

第三書は更に翌日に法例第四条に國際私法を規定して不動産不動態共に所在地法に拠るのは、英米と同じく管地法主義に従つたからで、是に不動産所有権を許さずとは法理に矛盾するといふ条約改正意見であつた。

第四書の同年四月二十五日付の井上意見は、我が新条約案は外国人の不動産所有を禁止した議定書の儘なので、法例第四条の改正を必要とすることになるから委員会としては新たな議決を要するといふ内容であつた。

条約改正に伴って、国民の事業に特別の保護を加える事項として、一、鉄道事業、二、鉱山事業、三、沿海貿易、四、北海道開拓事業の四ツが挙げられると同年五月十三日に榎本外相へ枢密顧問官井上毅は意見書を提出していた。

更に厳しく締結寸前の日英通商航海条約改正案上の議定書の修正を求める意見書を五月二十九日に井上顧問官は榎本外相に差し出した。その修正条項は次の三項目であった。即ち、

領事裁判権廃止以後の日本在留英国国民に付与する最恵国待遇約款を両国国民に適用に際しては次の三箇条を修正する必要がある。

- ① 住居・旅行の権、及び裁判管轄は内国臣民若しくは最恵国臣民と同一の権利特権を享有すること。
- ② 現稿に初稿の不動産所有権を削除した時は、外国臣民の権利は内国臣民と同一に享有させること。
- ③ 原文租税と有るのは裁判手数料のことなので、

我国の手数料に改めること。

との修正条項を見れば本条約交渉の成功は近きものと思えたが、外務当局は依然として従来の改正案に拘っていたので進展をみることはなかった。

この時、即ち、五月二十五日に衆議院の自由党より条約改正上奏案が提出された。当該上奏案の内容は、

- 一、治外法権を撤去すること。
- 一、税権を回復すること。

一、外国人の沿海貿易を禁止すること。⁽⁴²⁾

等の現行条約上で改正を要する項目に限ったものであった。松方内閣と第三回議会の対立は、選挙干渉問題、海軍増強・製鋼所設立、岐阜愛知震災救済、鉄道問題等を廻って紛糾したが、条約改正上でも右記の上奏案は自由党議員が国論統一を目的に上程したが、議題に供されるのは遷延に付され、会期を空費したのみであった。条約改正問題は建前で、松方内閣は閣内外の政治的不一致を井上毅の建築になる国家宏運意見を六月二十三日上奏し、是を基に重要問題会議なる元老会議を開催したが結局はこの会議がために松方内閣は総辞職となり、条約改正は成就寸前で潰えた。

(九) 陸奥宗光外務大臣(明治二五年八月〜二九年五月)の条約改正交渉の経緯

愈々、明治政府の条約改正事業で不平等条約を解消する時に遭遇した第二次伊藤内閣の外務大臣に就任した陸奥宗光の外交交渉の経緯を語る場面となった。

- ① 明治二五年八月成立の第二次伊藤内閣に陸奥宗光

は外務大臣として入閣した。陸奥外相は翌二六年七月閣議に条約改正案を提出した。陸奥の改正案の内容は、

(1) 条約実施期を調印後五年とし、その間に重要法典を公布実施する。

(2) 英・米・獨・佛よりの特定重要輸入品五八品目に付四国のみと協定する。

(3) 内地開放後、旧居留地内外にて外国人の土地所有権は認めない。

交渉方針は青木の国別談判方式を採用して先ず利害関係の多い英国から開始した。

② 同二六年十一月、第五回帝國議會が開会されると衆議院は「条約勵行建議案」を一二月に提出。政府は鎖国攘夷的建議案では条約改正に支障を来たすとして一二月三〇日議會解散の強硬措置をとった。更に翌二七年六月の第六議會をも解散し、内外に政府は条約改正に不退転の決意で在る事を示した。

③ 明治二七年七月、ロンドンにて青木公使とキンバレー英外相との間で日英通商航海条約が調印された。日清戦争開始（八月一日）一週間前であった。その内容は土地所有権は認めないが永代借地権を

尊重すると条約に明記した。諸法典が実施されるまでは条約は発効しないことを宣言した。

④ 同年八月二五日、既成事実として議會の介入の余地を与えないために政府は批准書を交換し、二七日公布するに至った。日清戦争開始後、広島で開会された第七回臨時議會で各党は拳国一致内閣支持の態勢をとり条約改正には論及がなかった。

以上が伊藤政権の欧米列国と取り交わした条約改正事業の概括的経緯で、斯様な段階的経過を辿つてこの事業を成就する事ができたのである。⁽⁴³⁾

(十) 右記(九)の①②③④に対する井上毅の対応策
榎本外相の後継者は第二次伊藤内閣に入閣した陸奥宗光が明治二十五年八月八日を以て前項の様な次第の状況下にあった条約改正事業を引き継いだのであった。第二次伊藤内閣は司法大臣に山県有朋。逓信大臣に黒田清隆、内務大臣に井上馨、陸軍大臣に大山巖等の所謂元老を入閣させた強力な内閣で懸案事項の解決を意図した。

明治二十五年三月、常宮・周宮両殿下の興津清見寺の避寒に陪従された御養育主任佐佐木高行が帰京後参内の上、両宮避寒中の状況の奏上が終ると聖上の時事に関する談話に次の如く有つたと『明治天皇紀』には記載してある。

(樞密院議長)伊藤が初め政党組織を提唱するや、陸奥(外相)は大に之れを讀し、共に民間に下り、自ら其の任に当らんと謂ひしが、伊藤が愈々辞表を提出するに及び、忽ち豹変し、伊藤にして政党を組織するも、板垣(退助)の三分の一の勢力をも獲得し難かるべしとて、其の政党組織を困難視し、頻りに嘲弄の口吻を弄せしかば、井上毅之を聞きて大いに其の反覆を憤り、之を侍従長(徳大寺実則)に告ぐ、又昨年(明治二十六年)の議會解散に際しても、陸奥は初め解散すべからずと論じたりしが、十二月二十四日に至り、俄かに今日中に解散せざるべからずと松方(首相)に迫りたる由なり。又陸奥は内閣に於て機密の議ある毎に之れを他に漏洩し、改進・自由の両党にも氣脈を通ずるもの如し。大臣等之れを斥けんとするも能はず。内々山県(法相)が陸奥を簡拔したるは失策なりきと嘆ずと云ふ。尤も伊藤・井上馨(内相)は同人の才幹を愛するの風あり。陸奥も亦才子なるを以て、内閣のことは勿論、松方の失態を列挙して之れを伊藤に報じ、伊藤にして復職するにあらざれば、何事も為すべからずとの意を告ぐる(44)を常とせり。

と、聖上も可也手厳しく陸奥外相の政治姿勢を批判しているのが窺える。勿論、井上樞密顧問官も陸奥宗光の政治的

なその変わり身の早さを難じて、徳大寺侍従長に報告したのであるかと筆者は推察しているのである。陸奥を内閣に誘えば、自由党の政府攻撃の矛先を緩めることが出来るという判断での山県法相の簡拔であった。明治二十六年二月十七日、衆議院の自由・改進黨の二党は速やかに条約を改正する事を要望する左記の様な上奏案を提出し、同月十五日に多数を以て可決した。要旨は、

- 一 治外法権を撤去すること。
- 一 税権を回復すること。
- 一 沿岸貿易を禁止すること。

この三項は現行条約の改正を必要とする條款で、次は国家の法律で随意に規定すべき条項として、

- 一 内地雑居は外国人の自由に任せ、北海道沖繩は区画を限定して許す。
- 一 土地所有・鉱山・鉄道・運河・船渠・造船所の所有權及營業は許さず。
- 一 次は対等条約締結に要する条件としては、
 - 一 最惠国約款が在る特許及特免以外は他の締盟国に許可しない。
 - 一 最惠国条款により他の各国に与える特權は我国も之の均霑に与かること(45)。

以上の内容を持つ上奏案であった。

先の二月十日に發した和衷協同の勅諭によつて文武官等俸給十分の一を削つて製艦費に當てる勅令が發布された。しかし、製鉄所設立や海軍改革の建議案、及び憲法六七条の既定の歳出費問題等が伊藤政權に課されていた。この間の政治的事情を物語る伊藤首相宛の枢密顧問官井上毅の同年二月十九日夜の左記の如き書簡がある。即ち、

今日ハ聊御休息被為成候哉。扨明日之議場にては方一日々新聞及中央新聞之論鋒ニ而左之議論ヲ發スル突飛物ナシとも難計候。

一、政府ノ六十七條費ヲ退讓シタルハ、勅諭ノ旨ニ違フ者ナリ。

二、政府ノ退讓ト俱ニ終始一貫錢厘不減ヲ宣言シタル大臣（渡辺国武）ハ其責ニ任セザルヘカラス。

右者ワケノワカラヌ仮説ニ候へとも、是ニ對する政府之答弁ハ明確ならざるへからず。

第一ニ對してハ、

勅諭ハ憲法六十七條ノ正文ヲ確メラレタリ。六十七條ニハ政府ノ同意ナクシテ廢削スルコト得ズト云ヘリ。政府ハ廢削ニ同意スヘカラズトハ云ハズ。若政府ノ同意ナクシテ廢削セントシ、又ハ廢削ヲ強フルトキハ茲ニ紛議ヲ生ス。若政府ヨリ同意ヲ

表シ、或ハ政府自ら修正廢削スルトキハ、之ヲ紛議ト名クヘキニ非ス。

議院ハ再調査ノ為ニ委員ニ付シタリ。是レ議院已ニ其ノ前議ヲ固執セザルコトヲ表シタルナリ。即チ政府モ亦前案ノ幾分ヲ讓歩シタルハ和協ノ道ニシテ正ニ勅諭ノ旨ヲ遵奉シタル者ナリ。

第二ニ對してハ、

内閣ハ勅諭ノ大主眼ハ和協ノ道ニ依ルニ在ルコトヲ信ス。勅諭ニ遵奉スルト、（殊ニ此ノ勅諭ノ大主眼ニ遵奉スルト）前言ヲ固執スルトハ兩立並行スヘカラザル者ナリ。内閣ハ議院ニ對シ、和協ノ成局ヲ得ルハ憲政ノ美事ニシテ此レニ反スルトキハ、陛下ニ奉對シ責任アルコトヲ信ス。又、成議裁可ノ後ニ於テ施行ノ責アルコトヲ信ス。而シテ議事ノ際ニ於テ前言ヲ固執スヘキノ責任アルコトヲ信セザルナリ。若此ノ如キ誤謬ノ原則ニシテ成立セハ、總テノ場合ニ於テ和協ヲ望ムヘキニ非ス。

右等ハ申上候もオロカニ而候へとも、外務大臣（陸奥宗光）⁽⁴⁶⁾ 迎へ御含メ之御都合も可有之候哉。御参考之為奉録上候。頓首。

二月十九日夜

首相閣下（伊藤博文）⁽⁴⁶⁾

毅

と、井上毅は六十七条問題で衆議院に譲歩するのは和協の勅諭の旨に反するとか、政府の既定の歳出費は一銭一厘削減できないと議院で宣言した渡辺蔵相の責任問題の追及などで民党に政治的譲歩するのは、政府が和衷協同の勅諭の趣旨に従うからであるといふと伊藤首相にサジェストして、特に此の辺の民党工作を陸奥外相に依頼する辺りは抜かりのない井上毅の計略である。此れに伊藤首相は左記の様な書簡を以て井上毅に答えた。即ち、

六十七条之部ニ於テ、自由決議ニ属スルモノヲ彼等ノ疎漏ヨリシテ加入シ、再調ノ上之ヲ発見シテ改正スルハ、彼等ノ自由ニ在リテ決シテ政府ノ譲歩ニアラサルコト論ヲ俟サルナリ。

軍艦費ノ削減ハ単純ノ理由ニアラス、帰スル所其調査ノ原由ヲ異ニスルニ在リ。而シテ政府議會共ニ之ヲ予定スルコト能ハス。其由ハ将来造船ノ約定ヲ取結ノ時ニアラサレハ、愈遂決定スル能ハサレハナリ。此儀ニ付而ハ明朝於議院尚御相談可致候。早々拝復。

二月二十一日

博文

梧陰大兄⁴⁷

この書簡で伊藤首相は憲法六十七条問題での政府の既定の歳出費は政府の譲歩ではなく、今回は民党が党規拘束を外して自由投票にしたからだとの理由を、井上毅に強調して

いる。井上毅はこの伊藤首相の書簡を卷子本仕立にして「二十六年春 伊藤伯手簡」との標題を付して紙背に該件に係る次の様な井上毅の所感を記している。

明治二十六年乃春、首相伊藤伯病を以て大磯（滄浪閣）ニ在リ。議會と政府と抗議相容れず、停会に停会を重ねて殆ど憲法の運行を妨けむとするの状なり。余傍觀ニ忍びず、別庄（相模国三浦郡葉山村）より出て大磯ニ向ひ、伯に面晤し、更ニ旅宿より書を送りて此時を好機とし、禍を転じて福とするの計に出て、大勢を収局せむことを勧めたり。此時詩あり。

一誠豈難解百猜 亂麻只當一刀裁 怪看舉世無

生氣 病餘我喚起吾來

余は一とたひ帰京したるも心あかす、其の翌日又風雪を冒して大磯ニ向ひ、伯の帰京を促し、汽車を同しくして帰る。是れより大詔（和衷協同の勅諭）渙発。局面一変し、中比稍紛議ニ涉り、内閣ニ解散の説ありし時、余ハ偶々其の席ニ臨ミ、力を極めて和衷譲歩の議を主張し、遂ニ予算議決の後、閉会ニ至ることを得たり。只夕惜むらくハ此の時英断の行はる、稍々其機を遅くし、僅ニ敗局を彌縫するの効力ありて、大勢を挽回するの結束を得るに至らざりしことを。

二十七年十二月 病間ニ筆を執りて感を誌す。

この井上毅が民党に対する政策として和衷譲歩の議を主張したとの所感を更に補強する材料に、明治二十六年二月十六日付の熊本県第一区選出の衆議院議員佐々友房宛の次の書簡を見ることにする。

華翰拜見。先日来、一時も早く得拜晤度渴望候へとも、機会を得ず遺憾奉存候。今度和協之主張ハ、即ち小生ニ而有之。此事ニ付而者、生ハ不負平生所学と自信いたし候。畢竟勅諭大体之精神ハ、紛争曠日遂遣大計の非ナルニ在ると認メタルト、次ニハ解散ノ飽迄も今日ニ非策ナルトヲ信シタルニ外ならず候。乍去強硬論者之為ニ擯斥ヲ受候ハ当然之事ニ而、生ハ勿論一身之血肉ト名譽トハ、今日限と覚悟いたし候而、不肖犬馬之行を以而横流之衝ニ当候而已ニ有之候。

右ハ所見コソ異同あれ、御面晤之上ハ定而御叱責ハ蒙らざる筈と信候。御繰合出来候ハ、古庄（嘉門熊本県第二区選出衆議院議員）君御同道今晚ニも御來駕被給度奉冀候。頓首。

二月十六日

毅

佐々（友房）君⁽⁴⁹⁾

井上毅は「和協之主張ハ、即ち小生ニ而有之。此事ニ付而者、生ハ不負平生所学と自信いたし候。畢竟勅諭大体之

精神ハ、紛争曠日遂遣大計の非ナルニ在ると認メタルト、次ニハ解散ノ飽迄も今日ニ非策ナル」と第四回帝國議會における政府と民党との大衝突を避ける政策として止むを得ず取った手段であると真から胸中を盟友の佐々に吐露していた事が良く分かる書簡である。

明治憲法では第六十七条で憲法上の大権に基づく既定の歳出及び法律上政府の義務に属する歳出は政府の同意なくして帝國議會は之を廢除又は削減できないと規定し、更に第七十一条で帝國議會に於いて予算を議定せず又は予算不成立の時、政府は前年度予算を施行すると定めた。しかし如何に特定政党と支持関係を持たず、政党の外に超然として内閣は政治姿勢を維持するという超然主義を以て臨んでも、其の上前述の如き憲法上の特権を以てしても初期議會に於いて政府は反対派の民党が多数を占め、支持派である吏党が少数派では予算審議で議會運営に苦心するのは目に見えていた。斯様な政治的狀況下で議會対策を講じる井上毅がどの様に苦勞を重ねたかが之で分かるうと言うものである。

明治二十六年三月六日、河野敏鎌が病氣にて文部大臣を辞職すると愈々枢密顧問官兼文事秘書官長井上毅は同日に第二次伊藤内閣の文相に任命された。徳大寺侍従長は井上毅に文部大臣に任ずるので、文事秘書官長（内大臣秘書官

長)の兼職は免官とするが詔勅文案等の下問は従前の通り
渝わる事はないから奉対せよ通じた。従って、以後も宮中
における詔勅等の起案は井上毅が担当することになったの
である。明治二十六年七月、明治天皇は伊藤首相と陸奥外
相を宮中に招いて、先に奏上した条約改正案を裁可された。
陸奥外相が奏上した通商航海条約案は、

- ① 一八八三(明治一六)年締結の英伊条約に則った。
- ② 日墨条約を参照して対等互相主義を採用した。
- ③ 我国の法典実施に関しては何等の規定は設けない。
- ④ 新輸入税・外国人居留地に関する事項は議定書で定める。
- ⑤ 従価税の算定法は税目中に規定する。

の六項目等に亘っていた。裁可されたこの改正案は臨時閣
議を経て修正議定した。各国との条約談判の方針は、国別
交渉に依り先ず英独米と進め、繼いで露仏に及ぶ事とした。
独逸国駐劄特命全権公使青木周蔵をして先ず獨英二国と折
衝することにして、九月十八日青木公使はロンドンにて日
本駐劄英国特命全権公使H・フレーザーと会して英国政府
との予備交渉に着手した。

同年十二月に、香川県四区選出の衆議院議員三崎亀之助
提出の現行条約勵行建議案が上程され一四〇対一五〇で否

決される処となった。蓋し、条約勵行案は自由党の主張せ
る議案であつて、これは鎖国攘夷の主義に出るものである
と、陸奥外相は断じ、維新以来の方針である開国主義を政
府は、明示しているからには、之に反対する非開国主義を
撲滅鎮圧する手段を執らなければ、内外交渉の紛乱を惹起
するので、議会は自ら之を撤回すべきことを宣告せよと陸
奥外相は議會に迫つた。

更に、陸奥外相はこの宣告に議會が服従しないときは、
断然議會の解散を奏請せよと言つたが、閣議は容易に之を
決定しないので、陸奥は辞表を伊藤首相に呈出した。伊藤
総理は陸奥外相の辞表を返附して彼の短慮を諫めた。伊藤
首相の陸奥に対する説得策は、前述の伊藤首相宛井上毅書
簡や佐々議員宛の書簡で分かる様に、彼が既に充分政治的
に吏党や民党派内の政府支持派へ現行条約勵行建議案の否
決方の工作を成していたから其れが成功を見たのである。

明治二十七年七月十六日、政府は在英特命全権公使河瀬
眞孝に代つて独逸国駐劄特命全権公使青木周蔵を英国駐劄
公使に兼務させて、ロンドンを条約改正の談判の地として
四月二日より正式予備會議を開き、英国全権委員外務大臣
キンバレーとの間で、欧米諸国に先駆けて条約の改正に同
意して、この日に日英通商航海条約に調印するに至つた。

この日英通商航海条約の要点は、

① 第五条で旧幕府の五分税率の関税を約定税率の従課税に改正した。

② 第一条で沿海貿易を規定した。

③ 第五条で通商航海に関する最恵国待遇を規定した。

④ 第一条で外国人居留地を廃止した。

⑤ 第二〇条で領事裁判を撤廃した。

⑥ 第二条で本条約の実施は五年以後とし、日本が実施通知後一年で実施。

等の対等で平等の条約であり、関税の回復と領事裁判の廃止という条約改正の目的を此処に達したのである。

同年八月二十四日、日清戦争開始後二十四日にして日英通商航海条約は枢密院で可決され、翌日には外務省において両国間で批准書が交換された。外務大臣陸奥宗光は左記の上奏文を奉呈した。即ち、

日英条約ノ改正ニ関シテハ臣宗光明治二十六年七月十九日叡旨ヲ奉シテ約案ノ基礎ヲ確定シ、同年十二月五日英國駐劄特命全権公使子爵青木周蔵ニ談判ノ全権ヲ御委任アラセラレタリル以来、多少ノ障碍ニ遭遇シタルコトアリシモ全ク陛下ノ御威徳ニ頼リ、此等ノ障碍モ隨時排除セラレ竟ニ八月ヲ闋シ、本日ヲ以テ批准ノ交換ヲ了レリ。而シテ日英条約ノ改正既ニ成ル以上ハ

他ノ締盟各国ニ対スル条約改正モ漸次其成局ヲ見ルニ至ルヘキハ臣宗光力竊カニ自ラ信シテ疑ハサル所ナリ。

臣宗光今茲ニ大不列顛國皇帝陛下ノ批准ヲ捧呈スルノ榮ヲ荷フニ當リ恭ク陛下カ中興ノ鴻業ニ随伴スル条約改正事業ノ一部ノ成レルコトヲ慶賀シ奉ル。謹テ奏ス。

繼いで翌八月二十七日には此の日英通商航海条約を公布したのである。同月二十九日に特旨を以て従二位勲一等陸奥宗光を華族に列し、子爵を授与した。⁽⁵²⁾

同日、文部大臣井上毅は病氣の爲め第二次伊藤内閣の文相の辞職を願ひ出たが伊藤首相は今遽かに病氣の故を以ての辞表は同意できないとして之を返附したが、病勢は益々進み止むを得ず首相は辞表を執奏し、この日井上毅の文部大臣の辞任が決まった。尚、井上毅を枢密顧問官に擬せられたが毅は固辞して是を請けなかった。

五 結語 井上毅の条約改正上の功業

法の一般原則である自然法の正義と衡平は諸国の国内法に共通に認められる信義誠実の原則や既判力の原則等が国際法上でも独立の法源になり得ると云う事が、ボアソナー⁽⁵³⁾の座右の銘「愛人而勿害人」という法の格言の中によく象徴されている。この自然法の法理を井上毅は条約改正事業の上でも継受して、之を条約改正上で外国判事任用禁止

問題解決等に援用しようとする意図していた事が本論で実証した史料の中に見受けられるのである。

憲法の下に法律の形式で表明される国家意思は他のすべての国家意思に法的に優越し、法律は命令等の他の法形式に優越する効力を持つという法理を井上毅はよく弁えていた。

故に、明治二十三年八月、法制局長官井上毅は「勅令ニ罰則ヲ附スルコトヲ一般ニ委任ス可ラサルノ理由書」を枢密院議長大木喬任に提出した中で、「命令ノ一分即チ罰則ヲ設クルノ類ニ付テハ国会ノ協賛ヲ得テ発布スヘシトハ憲法ノ国人ニ予約セル所ナリ。然ルニ今法律ヲ以テ罰則ヲ設クルノ權ヲ一般ニ委任スルトキハ既ニ約セラレタル所ノ一分ヲ撤回スルモノニシテ極メテ穩当ヲ欠ク⁽⁵³⁾」と明言して、条約付属法の勅令の可罰規定が憲法違反たる事実を指摘して当該法案の撤回を求めて法律の優位を厳守しようとした。

法律の委任とその支配は行政が法律（憲法）に支配されるという事で、是は近代法治国家の基本原理であり、更に条約は公布によって国内法としての効力を持つので条約改正に際しては、法の留補を厳格に運用する必要があると井上毅は認識していた。之等条約と国内法との関係を承知した上で、例えば大津事件犯人津田三蔵を国内法たる刑事訴

訟法で謀殺未遂罪の訴追処分することを枢密院議長伊藤博文に進言した如く井上毅は条約改正事業の観点から之を進めていた事実をこの小論で実証することが出来たと思料する。

明治二十七年の条約改正事業で領事裁判の撤廃と関税自主権を回復させたのは、第二次伊藤内閣の外務大臣陸奥宗光の一人の力ではなく、本論で実証した様に明治国家のグランドデザインとして、所謂法体制準備期から確立期にかけて終始一貫法制官僚として明治政権内部に於いて活躍した井上毅その人の尽力に俟つ所が多かったと見るのは筆者の僻目であろうか。

「一身は孤獨な才子の様な存在であっても、難局に投げれば節を致し、国の為に譬え犠牲となるも、素志は遂げる」と井上毅が自らの決意を漢詩に詠った如く、峻烈な政治的環境の中でも一定の主義を漢詩に詠った如く、峻烈な政治的環境の中でも一定の主義を持して維新の宏謀を遂行せんが為に志行を堅固に保った人と筆者は井上毅を見るのである。その一つの例として井上毅の条約改正事業への功業を取上げた次第である。

注

(1) 拙著『井上毅研究』（続群書類従完成会 平成七年刊）
「第二章 仏蘭西留学と司法制度研究」第一節 滯仏中

の司法攷究事歴 八〇頁を参照。

(2) 同右 第一節 滯仏中の司法攷究事歴 七〇頁。

(3) 同右 第二節 在仏時代の仏蘭西法律書閲読目録 九三頁。

(4) 拙著『井上毅研究』(統群書類従完成会 平成七年刊)「第二章 仏蘭西留学と司法制度研究」第一節 滯仏中の司法攷究事歴(三)滯仏中の井上の仏蘭西法研究涉歴 八四頁。

(5) 拙著『井上毅研究』(統群書類従完成会 平成七年刊)「第二章 仏蘭西留学と司法制度研究」第一節 滯仏中の司法攷究事歴 八〇頁を参照。

(6) 井上毅の近代国民国家としての基本構想に関する筆者の論文には、

(一) の明治典憲体制としては「明治憲法における神聖化と世俗化の関係」(『大倉山論集』第二二号 一九八六年三月)という筆者の小論がある。

(二) の国会開設に関する論文には「初期議会と井上毅」(『芸林』第五三三号 二〇〇四年一〇月)という筆者の小論がある。

(三) の井上毅の司法権の独立に関する論文には「大正事件と井上毅」(『明治聖徳記念学会紀要』第六号 一九九二年)と題する筆者の講演録がある。

(四) の行政訴訟制度には「行政裁判法成立過程の研究」(『大倉山論集』第二七号 一九九〇年三月)という筆者の小論がある。

(五) 統帥権の統御に関しては「井上毅の統帥権の立憲的統御構想」(『芸林』第五九号 二〇一〇年四月)

という筆者の小論が用意されている。

(六) 井上毅の地方自治に関しては「井上毅の地方自治意見」(『國學院大学栃木大学紀要』第三八号 二〇〇七年三月)と題して筆者が発表した小論がある。

(七) 井上毅の教育制度に関しては「日本社会の根幹を築いた井上毅」(『公德』第一九号 二〇一〇年)と題して熊本公德会の社会教育講演会で発表した筆者の小論でこの問題について言及している。

(7) 本章の「明治政府の条約改正の由来」を執筆するに際しては国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』7の「条約改正」の項を参照の上、項文のため適宜要約した。

(8) 日清修好条規に就いては『国史大辞典』十一の当該事項を参考の上要約した。

(9) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第六』所収「六 台湾一件節略」中の「使清始末摘録」(五九頁)に拠る。

(10) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第六』所収「七 参議木戸孝允朝鮮派遣使臣建議案」(六〇頁)所収文書に拠る。

(11) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第六』所収「八 江華島事件及朝鮮修好談判関係文書案」所収の「二、朝鮮政府ト新ニ結約スヘキ交際条規及貿易条款ノ大意」(六四頁)に拠る。

(12) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第一』所収「二一 朝鮮政策意見案」(五七頁)に拠る。

(13) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第一』所

- (11) 取「一一五 朝鮮政略意見案」(三二二頁)に依る。
- (12) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第四』所取「伊藤博文宛六九号文書(六八頁)に拠る。
- (13) 坂本多加雄著『明治国家の建設』(中央公論社 一九九八年)「5 帝國憲法と教育勅語中の「朝鮮問題と条約改正」の壬午事件(二九七頁)に依る。
- (14) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第一』所取「一三五 安南事件始末」(三三五頁)に拠る。
- (15) 坂本多加雄著『明治国家の建設』(中央公論社 一九九八年)「5 帝國憲法と教育勅語中の「朝鮮問題と条約改正」の甲申事件と天津条約(三〇一頁)に依る。
- (16) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所取「一五六 京城事変意見」中の意見書類(四四〇頁)に拠る。
- (17) 坂本多加雄著『明治国家の建設』(中央公論社 一九九八年)「5 帝國憲法と教育勅語中の「朝鮮問題と条約改正」の甲申事件と天津条約(三〇三頁)に依る。
- (18) 『明治天皇紀 第六』明治一八年四月一八日の「天津条約の調印」(三九五頁)の項に拠る。
- (19) 本章の井上馨外務卿(明治二二(二〇年)の条約改正交渉の経緯を執筆するに際しては国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』7の「条約改正」の項を参照の上、項文のため適宜要約した。
- (20) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所取「一〇六 条約改正意見」中の「山県参議へ進ムル書」の「五月三十日外務卿再度之提出案ニ対する意見」(二九五頁)に拠る。
- (21) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第四』所取「岩倉具視宛四五号井上毅書簡(三三五頁)に拠る。
- (22) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第一』所取「一六八 条約改正意見案」中の意見(五三八頁)に拠る。
- (23) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所取「一七一 ポアソナード有免意見」中の意見(五五〇頁)に拠る。しかし、この意見は「案成不用」とある。
- (24) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第五』所取「四 雜載四二 ポアソナー氏応接書」(六九九頁)に拠る。
- (25) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第三』所取「梧陰存稿」卷一所取「ポアソナー君の帰国を送る詞」(六七一頁)に拠る。
- (26) 梧陰文庫研究会編『古城貞吉稿 井上毅先生傳』(木鐸社 一九九六年)「第六章 条約改正と先生 第三節 明治二十年の条約改正と先生」(二五三頁)に拠る。
- (27) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所取「二二〇 条約改正意見」(二六〇頁)に拠る。
- (28) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所取「二三〇 条約改正始末概略」(二九一頁)に拠る。
- (29) 『明治天皇紀 第七』明治二十二年十二月十日の「条約改正問題処理方針の決定」(四二五頁)の項に拠る。
- (30) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第四』所取「山田顕義宛三二号井上毅書簡(六四八頁)に拠る。
- (31) 拙著『井上毅研究』(続群書類従完成会 平成七年刊)「第四章 明治憲法体制の擁護 第一節 大津事件と井

- (35) 上毅」の「一 大津事件の政府収拾策について」(二三六頁)に拠る。
- (36) 拙著『井上毅研究』(統群書類従完成会 平成七年刊) 第四章 明治憲法体制の擁護 第一節 大津事件と井上毅」の「一 大津事件の政府収拾策について」(二四一頁)に拠る。
- (37) 拙著『井上毅研究』(統群書類従完成会 平成七年刊) 第四章 明治憲法体制の擁護 第一節 大津事件と井上毅」の「三 政府の犯人疑律案の画策」(二四九頁)に拠る。
- (38) 拙著『井上毅研究』(統群書類従完成会 平成七年刊) 第四章 明治憲法体制の擁護 第一節 大津事件と井上毅」の「四 井上毅の意見」(二五三頁)に拠る。
- (39) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第四』所収「伊藤博文宛二三四号井上毅書簡(二八一頁)に拠る。
- (40) 『明治天皇紀 第八』明治二十五年四月五日の「閣議条約改正基本方針を定む」(四六六頁)の項に拠る。
- (41) 『明治天皇紀 第八』明治二十五年四月十二日の「条約改正調査委員の任命」(四八頁)の項に拠る。
- (42) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所収「三〇五 条約改正意見」(五〇〇頁)に拠る。
- (43) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所収「三一二 条約改正意見」(五一九頁)に拠る。
- (44) 本項の「陸奥宗光外務大臣(明治二五年八月〜二九年五月)の条約改正交渉の経緯」を執筆するに際しては国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』7の「条約改正」の項を参照の上、項文のために適宜要約した。
- (44) 『明治天皇紀 第八』明治二十六年三月十九日の「陸奥宗光の挙動に対する御批評」(三七頁)の項に拠る。
- (45) 『明治天皇紀 第八』明治二十六年三月十九日の「衆議院条約改正上奏案提出理由書」(二二頁)の項に拠る。
- (46) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第四』所収「伊藤博文宛二八〇号井上毅書簡(二一八頁)に拠る。
- (47) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第五』所収「井上毅宛伊藤博文書簡一〇〇号(五三頁)に拠る。
- (48) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第五』所収「井上毅宛伊藤博文書簡一〇〇号の「参考文書」(五四頁)に拠る。
- (49) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第四』所収「佐々友房宛井上毅書簡二九号(四三二頁)に拠る。
- (50) 『明治天皇紀 第八』明治二十六年七月十九日の「条約改正案を裁可せらる」(二七四頁)の項に拠る。
- (51) 『明治天皇紀 第八』明治二十七年七月十六日の「条約の要点」(四五八頁)の項に拠る。
- (52) 『明治天皇紀 第八』明治二十七年八月二十五日の「外務大臣の上奏」(四九三頁)の項に拠る。
- (53) 井上毅伝記編纂委員会編『井上毅傳 史料篇 第二』所収「二五一 命令罰則意見」(二四二頁)に拠る。

平成二十三年六月十七日香淳皇后陛下崩御記念の日脱稿

(國學院大學梧陰文庫研究会会員、法学博士)